

高知県の人権について

高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に

規定する人権に関する実態の公表

平成25年8月

高 知 県

はじめに

1948年（昭和23年）に国連で採択された「世界人権宣言」では、すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であることがうたわれています。

しかしながら、65年がたとうとしている現在でも、私たちの社会には、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人など様々な分野において、今なお人権問題が存在しており、最近では犯罪被害者等の人権問題、インターネットによる人権侵害や東日本大震災に伴う人権侵害なども発生しています。

高知県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりを目指して、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年7月には「人権教育のための国連10年・高知県行動計画を、また、平成12年3月には、「高知県人権施策基本方針」を策定して、人権教育や人権啓発などの取組を進めてまいりました。

この「高知県の人権について」は、条例第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について公表を行うもので、平成12年3月、平成16年3月に続いて今回が3回目の作成となります。

本書では、条例で例示してある県民に身近な人権課題を中心に、県民の皆様方にあまり知られていない人権侵害の実態や人権尊重への取組などを明らかにして、身近に存在している差別などに気づいていただけるような内容としており、平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果などと併せて、人権に関する啓発資料として利用していただきたいと考えています。

県では今後も、市町村や関係機関、県民の皆様と協力して、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進していきたいと考えています。県民の皆様におかれましても、こうした取組をご理解をいただき、職場や地域、家庭などにおいて人権が尊重される社会を築いていくために積極的な取組をお願いします。

平成25年8月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

I 人権に関する実態と人権尊重の取組状況	
1 人権全般	1
(1) 人権尊重に向けた取組	
(2) 人権啓発に関する取組	
(3) 教育での取組	
(4) 人権問題に関する研修や学習、図書・視聴覚教材の貸出し	
(5) 相談窓口	
2 同和問題	7
(1) 現状と課題	
(2) 人権侵害の事例	
(3) 人権尊重への主な取組の事例	
(4) 相談窓口	
3 女性	11
(1) 現状と課題	
(2) 人権侵害の事例	
(3) 人権尊重への主な取組の事例	
(4) 相談窓口	
4 子ども	17
(1) 現状と課題	
(2) 人権侵害の事例	
(3) 人権尊重への主な取組の事例	
(4) 相談窓口	
5 高齢者	24
(1) 現状と課題	
(2) 人権侵害の事例	
(3) 人権尊重への主な取組の事例	
(4) 相談窓口	
6 障害者	28
(1) 現状と課題	
(2) 人権侵害の事例	
(3) 人権尊重への主な取組の事例	
(4) 相談窓口	
7 H I V 感染者等	34
(1) 感染症	34
ア 現状と課題	
イ 人権侵害の事例	
ウ 人権尊重への主な取組の事例	
エ 相談窓口	
(2) ハンセン病元患者等	38
ア 現状と課題	

イ 人権侵害の事例	
ウ 人権尊重への主な取組の事例	
エ 相談窓口	
8 外国人	40
(1) 現状と課題	
(2) 人権侵害の事例	
(3) 人権尊重への主な取組の事例	
(4) 相談窓口	
9 様々な人権問題	43
(1) 犯罪被害者等	43
ア 現状と課題	
イ 人権尊重への主な取組の事例	
ウ 相談窓口	
(2) インターネットによる人権侵害	45
ア 現状と課題	
イ 人権尊重への主な取組の事例	
ウ 相談窓口	
(3) 災害と人権	47
ア 現状と課題	
イ 人権尊重への主な取組の事例	
ウ 相談窓口	
(4) その他	48
ア アイヌの人々	
イ 刑を終えて出所した人	
ウ 北朝鮮当局による拉致問題等	
エ 性的指向	
オ ホームレス	
カ 性同一性障害者	
キ 人身取引	

II 参考資料

1 高知県人権尊重の社会づくり条例	51
2 高知県人権施策基本方針	53
3 人権に関する相談窓口一覧表	57
4 本文及び図中で用いた調査の概要	60

I 人権に関する実態と人権尊重の取組状況

1 人権全般

私たちの社会には、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などに対する人権に関する問題が依然として存在しています。

平成 24 年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、回答者の 28.4%の方々が何らかの人権侵害を経験しているという意識の実態も明らかになりました。(図 1)

また、人権が尊重される社会を実現するためには「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」、「行政が、県民や企業、事業所、N P O 等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」などが必要と意識している結果も出ています。(図 2)

学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深めていくことが大切です。

県では、真に人権が尊重される明るい社会づくりに向けて、県内の実態把握や県民の方々の人権に関するご意見等もお伺いしながら、県民の人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策を総合的に推進しています。

図 1 人権侵害の経験 (%)

- 今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

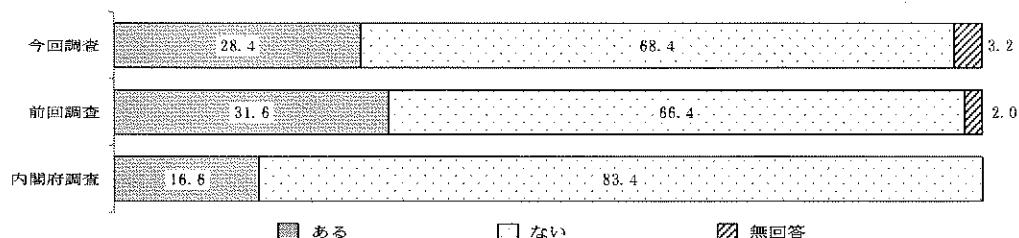
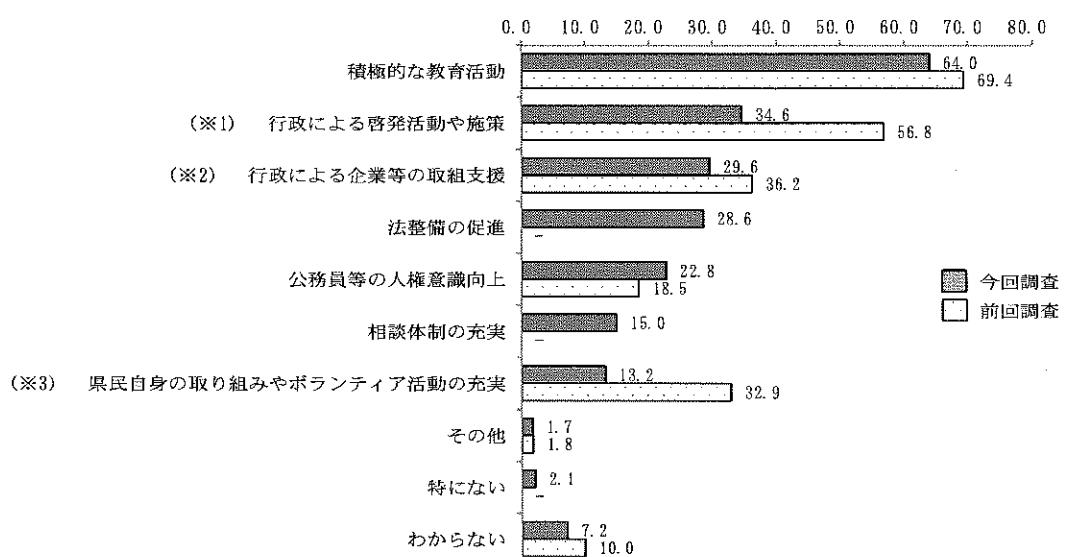


図 2 人権尊重の社会実現のため必要なこと (%)

- 人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。

(○はいくつでも)



※本文及び図中で用いた調査の概要については、60 ページを参照してください。

※1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は、前回調査「行政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計したものとの比較。

※2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。

※3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

(1) 人権尊重に向けた取組

ア 高知県人権尊重の社会づくり条例

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、真に人権が尊重される社会づくりに寄与することを目的として、平成10年4月に「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

イ 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画

様々な人権の中から、県民に関わりが深く、身近な人権問題である同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人の現状と課題について、人権尊重の取組や人権侵害の事例も踏まえて明らかにし、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、県民一人ひとりが人権についての正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるため行動することを目指して、平成10年7月に策定しました。

ウ 高知県人権施策基本方針

あらゆる人権問題の解決に向けて、全ての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進するため、平成12年3月に条例に基づいて策定しました。

エ 高知県の人権について（人権に関する実態の公表）

人権意識の高揚を図るため、県民の方々にあまり知られていない人権尊重への取組や人権が侵害されている実態を明らかにし、身近に存在している差別に気づいていただくことをねらいとして、平成12年3月、平成16年3月に条例に基づいて公表しました。

オ 人権に関する県民意識調査

人権についての県民の意識を把握し、今後の人権施策を推進していくうえでの基礎資料とすることを目的として、平成14年度、平成24年度に人権全般にわたる意識調査を実施しました。

平成24年度調査は、県内在住の成人3,000人を対象として平成24年8月20日から9月5日にかけて実施し、平成25年3月に調査結果を公表しました。

(2) 人権啓発に関する取組

【平成 24 年度】

ア 人権啓発イベント「じんけんふれあいフェスタ」の開催

私たちのまわりにある様々な人権問題について、県民に理解と関心を深めていただくとともに、一人ひとりが人権問題の解決を課題として取り組めるよう、「人権週間」（12月4日～10日）記念行事の一環として「明るく、楽しく」を基本にした県民啓発の場の提供を目的として開催しています。

第 16 回じんけんふれあいフェスタの内容

開催日、場所：平成 24 年 12 月 9 日

高知市中央公園

開催内容：じんけんコンサート、郷土芸能、子ども人権ミュージカル、高知ファイティングドッグス選手トークショー、タウンモビリティーのステーション、盲導犬コーナー、スタンプクイズラリー、物産展、じんけん相談、人権パネル・資料展など

イ 人権啓発映画等のテレビ放送

広く県民の方々に人権に対する正しい認識と理解を深めていただくために、マスメディアを活用した取組として、人権啓発映画のテレビ放送やミニ番組の制作放送、テレビでのスポット広報などを実施しています。

平成 24 年度 人権啓発映画の題名

「声を聞かせて」、「クリームパン」、「ひびけ！和太鼓」

ウ 講師派遣事業

人権問題に関する理解と認識を深めるため自治体や企業等各種団体が行う人権啓発研修等に講師を派遣し、効果的な人権啓発研修等ができるよう充実を図っています。

研修回数：169 回 受講者数：6,489 人

エ 人権啓発研修企業リーダーの養成

企業内で、人権研修についての企画立案や自らも講師として活動できるリーダーを養成することを目的とした講座を開設しています。

ヒューマンパワー育成講座 5 講座 219 名

ハートフルセミナー 5 講座 608 名

オ 人権ふれあい支援事業

それぞれの地域や分野で、N P O やボランティアグループなどの民間団体が自主的に行う、県民の人権意識の高揚を目的とした交流体験や講演会、研修会などの活動に支援を行っています。

11 団体

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

(新規事業)

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

人権問題に県民が関心を持ち理解と認識を深めるため、青少年や地域社会への強い情報発信力を有するスポーツ組織と連携・協力した啓発活動を行います。

四国アイランドリーグ plus2013 「子どもの人権サポーターゲーム」

「女性の人権サポーターゲーム」の開催

開催内容：グラウンドで人権イメージキャラクターと一緒に人権啓発横断幕を掲げ
P R、場内アナウンスによる人権啓発、人権啓発物品の配布等

(3) 教育での取組

全ての人が人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指して、教育のあらゆる場で、人権教育を推進しています。

人権教育とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年）では、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であると示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年 3 月）では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

人権教育を進めるにあたっては、以下の 4 点を大切にしています。

・人権が大切にされる社会を目指す（目的）

人権が大切にされる社会をつくるため、学校、家庭、地域が一体となって、人権や人権問題について学習し、理解することだけではなく、自らの生活を高め、全ての人の人権が大切にされる社会をつくり、受け継いでいくための取組を展開していく行動力が求められています。

・全ての人が等しく学習機会を得る（機会）

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。

・人権が大切にされた環境で学ぶ（環境）

安心して教育を受けたり、学習できる環境が整備されていない状況では、あらゆる教育活動は十分な効果を上げることはできません。子どもは、人権が大切にされた雰囲気や環境の中で学ぶ心地よさを経験することによって、人権の大切さを実感するようになります。

・人権や人権問題について学ぶ（内容）

現代社会には、基本的人権が侵害されている様々な人権問題があり、社会の進展とともに新たな人権問題が生み出されてきています。それらの解決のためには、それぞれの問題に固有の歴史と課題があることをふまえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。その際、単に知識や理解を深めるのみにとどまらず、人権問題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けた態度を育むことが大切です。

【平成 24 年度】

ア 人権作文コンテスト

次代を担う児童生徒が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けることを目的としています。

応募数 465 編

イ 人権教育研究推進事業

文部科学省の委託事業で、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ることを目的としています。

- ・人権教育総合推進地域事業 土佐市立戸波中学校区（平成 22～24 年度）
高知市立南海中学校区（平成 24～26 年度）
- ・人権教育研究指定校事業 高知市立朝倉第二小学校（平成 25～26 年度）
黒潮町立佐賀中学校（平成 25～26 年度）

ウ 人権教育推進講座支援事業

県民に身近な人権課題の解決に向けて、学習機会の充実、指導者養成に取り組むとともに、人権尊重のまちづくりの取組を学ぶことで、市町村の社会教育及び人権教育担当者等が推進講座を開催し、学習内容を企画立案する力や効果的な学習方法を身に付けることを目的としています。

- ・実施市町村 香美市、大月町（平成 24 年度）
田野町、土佐町、三原村（平成 25 年度）

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

（新規事業）

人権教育推進リーダー育成事業

人権尊重の視点に立った学校づくりを推進するため、人権教育や人権問題についての専門性・実践力を備えたリーダーを育成することを目的としています。

- ・対象者 公立小・中学校教諭 各 4 名、県立学校教諭 3 名

（4）人権問題に関する研修や学習、図書・視聴覚教材の貸出し

県では、あらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や研修、県内企業や民間団体などで行われる研修会への講師の派遣などの業務を（公財）高知県人権啓発センターに委託して、実施しています。

また、じんけんライブラリー（県立人権啓発センター図書資料室兼閲覧室の愛称）や高知県視聴覚ライブラリーでは、様々な人権問題に関する図書、視聴覚教材を整備して県民の皆様へ貸出しサービスも行っています。

○ 研修や学習に関する問合せ先

公益財団法人高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-821-4681 FAX 088-821-4440

E-mail center@kochi-jinken.or.jp

○ 図書・視聴覚教材の貸出しに関する問合せ先

・じんけんライブラリー（県立人権啓発センター図書資料室兼閲覧室）

公益財団法人高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-821-4681 FAX 088-821-4440

E-mail center@kochi-jinken.or.jp

・高知県視聴覚ライブラリー

住 所 〒780-8031 高知市大原町 132 高知県教育センター分館

電 話 088-833-0022 FAX 088-833-0023

(5) 相談窓口

ア 高知地方法務局人権擁護課

住 所 〒780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎

全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権 110 番）

電 話 0570-003-110

電話をかけた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

平 日 8:30~17:15

イ 法務省 インターネット人権相談窓口

24 時間 365 日、パソコンや携帯電話から受付

インターネット人権相談で検索

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

携 帯 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

ウ 高知県文化生活部人権課

住 所 〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

電 話 088-823-9804

エ 高知県教育委員会事務局人権教育課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

電 話 088-821-4932

オ 公益財団法人高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-821-4681

2 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、人間として幸せに生きる権利や自由（居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

この問題の解決のため、県では昭和 44 年の同和対策事業特別措置法の施行以来、30 年余りにわたって、様々な特別対策を実施してきましたが、対象地域を取り巻く状況は大きく改善されてきたことなどから、こうした特別対策は平成 13 年度末で終了しました。

平成 24 年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりする場合について尋ねたところ、「気にしたり、意識することはない」とする回答が 53.0% と半数を占める一方で、「結婚するとき」を筆頭に、「不動産を購入したり借りたりするとき」の順で、気にしたり意識するとした回答もありました。（図 3）

また、同和問題に係る差別発言など、正しい認識や理解が十分でないとみられる事象も発生しており、差別意識の解消に向けた人権教育や人権啓発などの取組が引き続き重要となっています。

同和地区

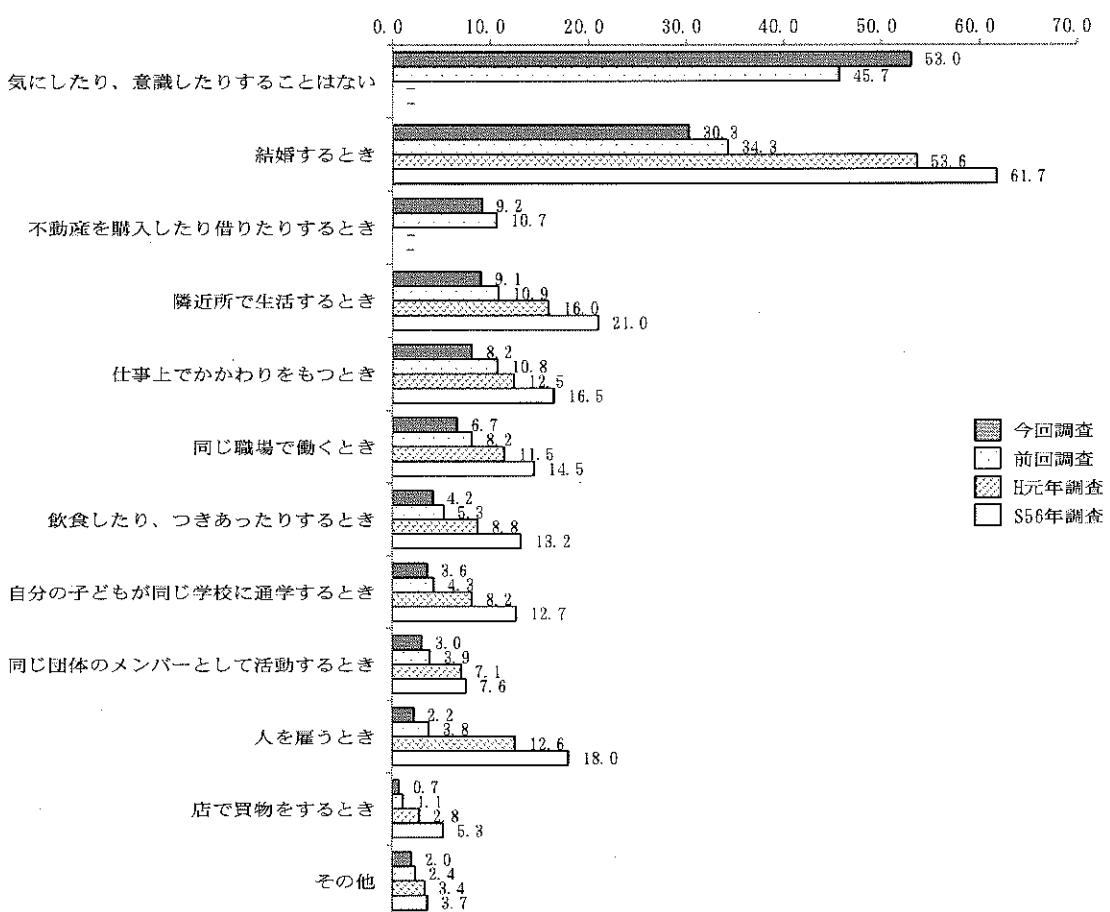
同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るために、昭和 44 年 7 月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和 62 年 4 月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 14 年 3 月に失効するまでの間、同和地区的環境改善や同和教育・人権啓発などの取組が進められてきました。

取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。

「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

図3 同和地区や同和地区の人を意識する場合 (%)

- 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。
(○はいくつでも)



(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害事例の受付状況

(高知県文化生活部人権課) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発 言	14	13	4	7	5
落 書	39	3	—	2	—
書 簡	1	—	—	1	1
表 記	—	—	—	1	—
ネ ッ ト	—	—	2	6	2
合 計	54	16	6	17	8

※ 書 簡：葉書、封書による差別文書

表 記：紙片等に記された差別文書、落書き

ネット：インターネット上に設けられた電子掲示板への書き込みや電子メール等

イ 人権侵害の主な事例

(ア) 落書き

平成 23 年 7 月、河川管理道のトンネル内擁壁で差別用語の落書きが発見されました。

この他にも学校で差別落書きが発見されています。

(イ) 発 言

平成 24 年度学校関係では、「ばか、あほう」などと同じような感覚で、差別用語を使ったり、「ようご」という障害のある人を差別する言葉の後に続けて差別用語を使った発言がありました。

また、言葉のもつ歴史的な背景や意味を正しく理解しておらず、人を攻撃したり、蔑んだりするのに使うなど、安易な発言がありました。

(ウ) インターネット

インターネット上に設けられた電子掲示板に、差別の助長につながる悪質な書き込みが多数発見されています。

(3) 人権尊重への主な取組の事例

「部落差別をなくす運動」強調旬間

県では、同和問題の解決に向けて、毎年 7 月 10 日から 20 日までを「部落差別をなくす運動」強調旬間と定めて、県民一人ひとりに同和問題に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう、期間中に市町村や関係機関の協力もいただきながら啓発事業を実施しています。

【平成 24 年度】

第 39 回「部落差別をなくす運動」強調旬間事業

・強調旬間啓発事業

平成 24 年 7 月 19 日 高知県立県民文化ホール（オレンジ） 参加者 504 名

人権コンサート 「ちょっと心をかしてくれませんか」

講師：宮崎 保

講演 「差別のない社会をめざして～」

講師：栗原 美和子

・新聞広告、ポスターの掲示、電車車内広告等

【平成 25 年度】

第 40 回「部落差別をなくす運動」強調旬間事業

・強調旬間啓発事業

平成 25 年 7 月 10 日 高知県立県民文化ホール（オレンジ） 参加者 387 名

講演 「気づけば高まる人権意識～講演と古典落語で笑顔で学ぼう～」

講師：桂 七福

講演 「部落差別をこえて～取材ノートから～」

講師：臼井 敏男

・新聞広告、ポスターの掲示、列車車内広告等

(4) 相談窓口

ア 高知地方法務局人権擁護課

住 所 〒780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎

全国共通人権相談ダイヤル（みんなの人権 110 番）

電 話 0570-003-110

電話をかけた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

平 日 8:30~17:15

イ 高知県文化生活部人権課

住 所 〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20

電 話 088-823-9804

ウ 高知県教育委員会事務局人権教育課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

電 話 088-821-4932

エ 公益財団法人高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-821-4681

3 女性

(1) 現状と課題

県では、女性と男性が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「うち男女共同参画プラン」及び「高知県DV被害者支援計画」を策定し、様々な取組を行っています。

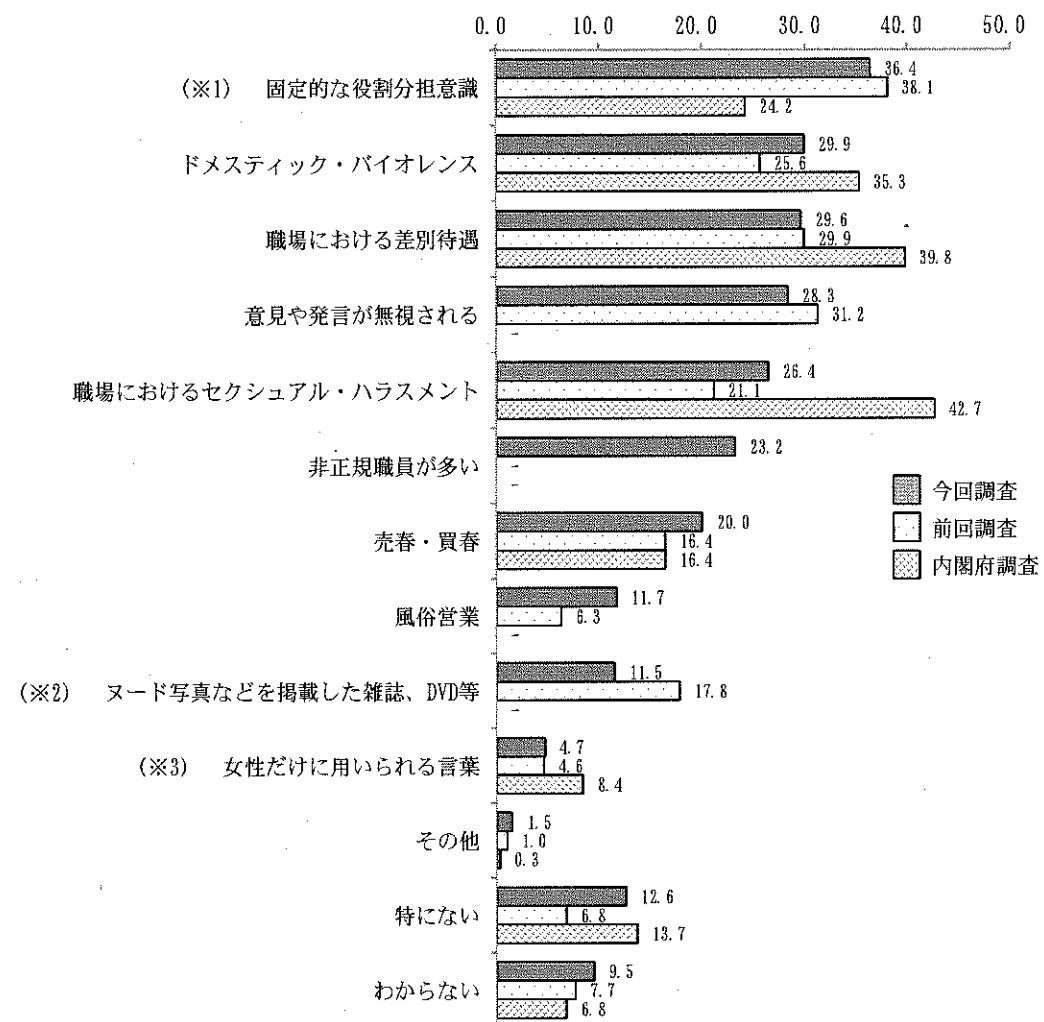
平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、女性に関する人権上の問題点として「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押し付ける」、「ドメスティック・バイオレンス」、「職場における差別待遇」などが上位になっています。(図4)

性別による人権侵害の防止や、配偶者などからの暴力による被害者の自立支援の充実をはじめ、家庭や職場、地域社会において、男性も女性も平等でいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会づくりへの取組が引き続き重要となっています。

「DV：ドメスティック・バイオレンス」とは、一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。

図4 女性に関する人権上の問題点(%)

● 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるはどのようなことですか。(○はいくつでも)



※1 「男女の固定的な役割分担意識（『男は仕事、女は家庭』など）を他の人に押しつける」は、内閣府調査「男女の固定的な役割分担意識（『家事は女性』等）に基づく差別的取扱いを受けること」との比較。

※2 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前回調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものとの比較。

※3 「『女子アナ』、『女医』、『女流作家』などに女性だけに用いられる言葉」は、前回調査「『令夫人（他人の妻の敬称）』、『婦人』、『未亡人』のように女性だけに用いられる言葉」及び、内閣府調査「『令夫人』、『婦人』、『未亡人』、『家内』のように女性に用いられる言葉が使われること」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害等に関する相談状況

(ア) 女性の悩み事等の相談件数

(女性相談支援センター) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	1,738	1,601	1,631	1,524	1,453
うちDV関係	381	459	632	579	532
割合	21.9%	28.7%	38.7%	38.0%	36.6%

(こうち男女共同参画センター「ソーレ」) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	989	934	1,430	1,322	1,491
うちDV関係	108	92	94	71	106
割合	10.9%	9.9%	6.6%	5.4%	7.1%

(イ) DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

(県の一時保護所) (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保護人数	156	164	136	163	158
うちDV関係	121	125	109	141	131
割合	77.6%	76.2%	80.1%	86.5%	82.9%

(県の自立支援施設) (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	14	11	6	13	8
うちDV関係	5	6	4	7	2
割合	35.7%	54.5%	66.7%	53.8%	25.0%

(人数には要保護女子の同伴児者を含む)

(ウ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数

(高知労働局雇用均等室) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	197	123	149	144	82
うち労働者から	98	58	91	87	55
女性から	75	45	71	75	52
女性の割合	76.5%	77.6%	78.0%	86.2%	94.5%

(エ) 育児・介護休業等に関する相談件数

(高知労働局雇用均等室) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	525	761	2,899	1,372	3,251
うち労働者から	71	82	132	115	139
割合	13.5%	10.8%	4.6%	8.4%	4.3%

イ 人権侵害の主な事例

(ア) 配偶者等からの暴力 (DV: ドメスティック・バイオレンス) 等の相談

- a アルコールが入ったら、殴るけるの暴力を振るわれる。子どもにも、暴言・暴力がある。
- b 夫が生活費を入れてくれず、パチンコに明け暮れている。そのことを話すと、両腕をねじあげられたり、引きずりまわされたりする。
- c 夫が不倫相手と結婚するために離婚を言い出してきた。断ると、殴られ、「死ね」

と言われる。

- d 夫から「親姉妹等との関係を絶って、付き合うな」などと理不尽な暴力を受けている。
- e 元交際相手から強迫めいたメール、電話が日に40件ぐらい来る。職場にも電話をかけてくるので怖い。

(イ) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

- a 事業主からホテルに誘われる等のセクシュアル・ハラスメントを受け、退職せざるを得なくなった。
- b 上司からセクシュアル・ハラスメントを受け、会社に相談したが、個人間の問題として対応が取られなかった。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、職場において行われる、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。

「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。

「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなつたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなどその労働者が就業する上で看過できない程度の障害が生じることです。

(ウ) 育児・介護休業等に関するもの

- a 育児休業からの復帰時、パートタイマーへ身分変更されたり、退職を強要された。
- b 期間雇用者が育児休業の取得を申し出たら、契約期間が満了となると言われた。

(3) 人権尊重への主な取組の事例

【平成24年度】

ア 女性の悩み事等の相談

女性相談支援センター及びこうち男女共同参画センター「ソーレ」で対応

イ DV被害者や行き場のない女性の緊急保護や自立支援

- ・民間シェルターへの支援
- ・DV被害者の自立支援等に取り組む団体等との連携強化
- ・DV被害者に対する、一時保護所退所後のフォローアップの強化
- ・市町村等への働きかけ（被害者の早期発見・救済への協力等）

ブロック別関係機関連絡会議を開催 2箇所

ウ 県民への女性の人権やDV問題に関する啓発

(ア) 広く県民を対象とした啓発

講演会

- ・男女共同参画推進月間講演会 6月開催 112名
- ・DV防止啓発講演会 11月開催 102名

講座・研修

- ・ソーレ実施事業 27件
- ・地域版男女共同参画講座事業 2件
- ・女性団体等への助成事業 ソーレえいど事業 6件
- (イ) 市町村や地域への啓発
 - ・女性相談支援センター職員による研修 21回
 - ・ソーレ出前講座 15回
- (ウ) DVの啓発
 - ・相談カードの作成・配布（女性相談支援センターと民間団体との協働）
 - ・DV啓発シール等の作成による啓発等
 - ・デートDVに関する大学生等の若者を対象とした意識調査の分析
 - ・デートDVに関する啓発資料の作成
 - ・学校関係者や高等学校等の生徒を対象としたデートDV研修の実施 2回

エ 行政職員への女性の人権やDV問題に関する啓発

- ・県、市町村職員男女共同参画研修会 11月開催 133名

オ 「次世代育成支援企業認証制度」や「ワーク・ライフ・バランス」の周知・啓発

- ・ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン H24.11.11～24
- ・ワーク・ライフ・バランスセミナー
 - 集合型（企業向け）：4回、111名参加 派遣型（団体向け）：3回、40名参加
 - ・ワーク・ライフ・バランス周知・啓発 企業訪問：1,000社
 - ・次世代育成支援事業の周知・啓発 認証企業数：92社 ※H25.3末現在

【平成25年度】

平成24年度と同様

(重点事項)

DV被害者支援における関係機関連絡会議をブロック別に開催 5箇所開催予定

(4) 相談窓口

ア 高知県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

女性が抱える様々な問題や配偶者などからの暴力に関する相談を受付けています。

住 所 〒780-8015 高知市百石町2-34-8

電話相談 088-833-0783

月～金 9:00～22:00 土日祝日 9:00～20:00

来所相談 月～金 9:00～16:30（要予約）

法律相談 毎月第2水曜日 14:00～16:00（要予約）

出張相談 事情で来所できない場合は、市町村役場などに出向いて相談を受付けます。

（年末年始 12月29日から1月3日は除きます。）

イ こうち男女共同参画センター「ソーレ」

住 所 〒780-0935 高知市旭町3-115

(ア) 女性の様々な悩みや、日常生活の中で直面する問題、不安や心配ごとについて電話相談や面接相談を受付けています。

相談専用電話 088-873-9555

毎日 9:00~17:00 (第2水曜日・祝日・年末年始を除く)

法律相談 相談員：弁護士

088-873-9100

毎月第2・4木曜日 14:00~16:00 (要予約)

こころの相談 相談員：心理カウンセラー

088-873-9100

毎月第1木曜日 14:00~16:00 (要予約)

健康相談 相談員：保健師

088-873-9100

毎月第3木曜日 11:00~13:00

(イ) 男性の悩みや、不安、ストレスなどについて電話相談や面接相談を受付けています。

相談員：心理カウンセラー

088-873-9100

毎月第1・3火曜日 18:00~20:00 (要予約)

ウ 高知労働局雇用均等室

職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等に関する相談

住 所 〒780-0074 高知市南金田1-39

電 話 088-885-6041

月～金 8:30~17:15 (年末年始、祝日を除く)

エ 高知県警察本部

性犯罪被害(DV含む)に関する相談(レディースダイヤル110番)

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-30

電 話 088-873-0110

月～金 8:30~17:15 (時間外・祝日は留守番電話で受付)

オ 女性の人権ホットライン

女性の人権侵害に関する相談

電 話 0570-070-810 (ナビダイヤル)

平 日 8:30~17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

4 子ども

(1) 現状と課題

県では、次代を担う全ての子ども達が健やかに成長していくために、安心して、生み育てられる環境づくりを積極的に展開し、家庭、学校、地域、行政が連携しながら、子どもの人権に関する様々な機会を通じた啓発活動や、子ども達が感性と活力に満ちた人間として育っていくための取組を行っています。

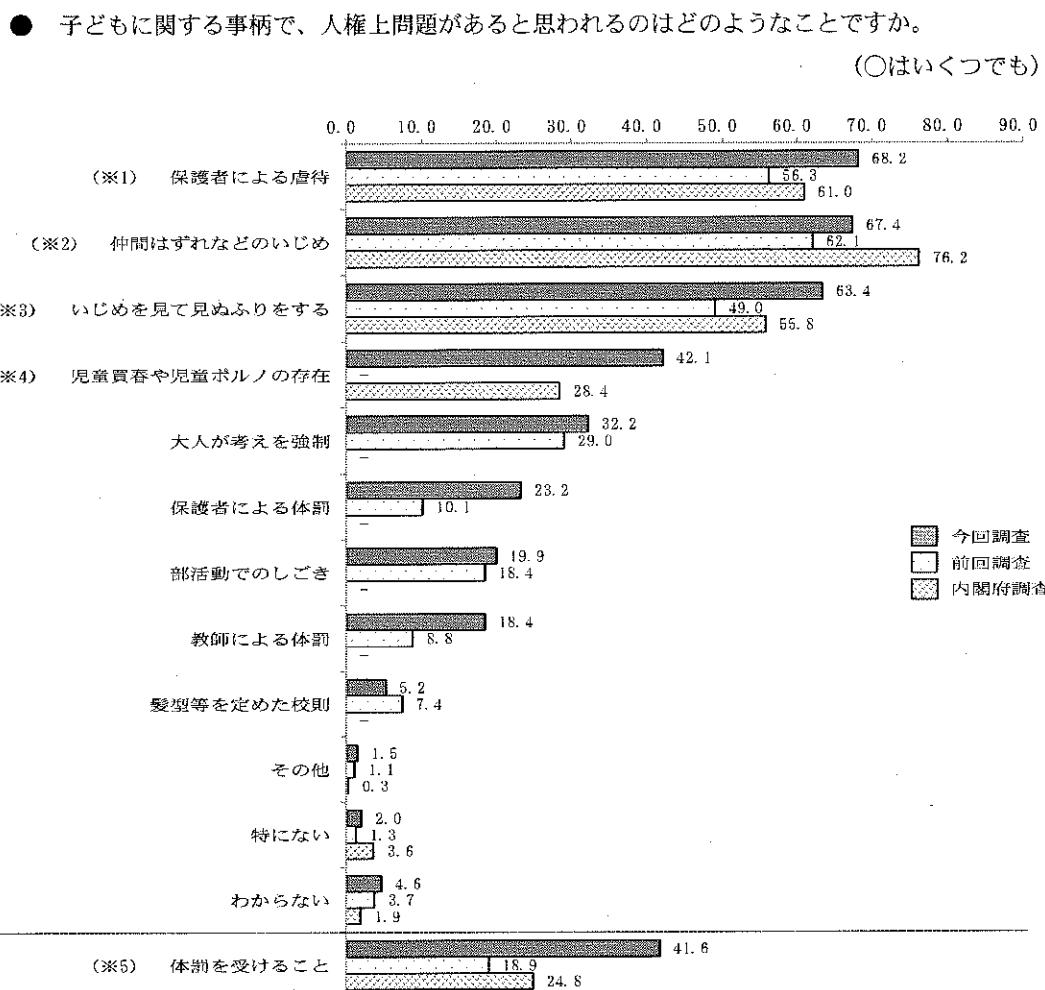
また、子どもの尊厳及び権利が守られ、健やかに成長できる環境をつくるため、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、基本施策を定めて推進し、全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を目的として、「高知県子ども条例」を制定しています。

そして、「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」や「高知県こどもの環境づくり推進計画」、「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」を策定し、様々な取組を行っています。

しかし、少子化や核家族化等、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰など、様々な問題が深刻化しており、平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」、「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」などが子どもの人権上の問題点として上位になっています。（図5）

子どもが一人の人間として尊重され、いじめや児童虐待などによって人権侵害を受けることのない環境づくりへの取組が引き続き重要となっています。

図5 子どもに関する人権上の問題点(%)



- ※1 「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前回調査「保護者による子どもへの虐待」、内閣府調査「虐待を受けること」との比較。
 - ※2 「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、内閣府調査「いじめを受けること」との比較。
 - ※3 「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」は、内閣府調査「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりすること」との比較。
 - ※4 「児童買春や児童ポルノ等が存在する」は、内閣府調査「児童買春・児童ポルノ等の対象となること」との比較。
 - ※5 今回調査及び前回調査「保護者によるしつけるための体罰」、「教師による児童・生徒への体罰」を合計したものと、内閣府調査「体罰を受けること」との比較。
- * 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害等の事例の発生、対応状況

(ア) いじめ

(文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査<高知県>) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度
小学校	31	53	133	90
中学校	145	123	225	174
高等学校	47	30	38	35
特別支援学校	1	1	0	1
合計	224	207	396	300

※件数については、認知件数

(イ) 児童虐待

(児童相談所における児童虐待相談対応件数) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
県内	184	155	142	116	153
全国	42,664	44,211	56,384	59,919	66,807

※平成22年度の全国件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

※24年度の数値は速報値

(対応状況：24年度 県内153件の内訳)

項目	件数	割合(%)	項目	件数	割合(%)		
相談経路	学校等	25	16.3	虐待種別	身体的虐待	53	34.7
	市町村機関	39	25.5		ネグレクト (保護の怠慢等)	60	39.2
	家族・親族	25	16.3		心理的虐待	38	24.8
	警察等	15	9.8		性的虐待	2	1.3
	その他	49	32.1	被虐待児の年齢構成	0～3歳未満	25	16.3
主たる虐待者	実母	82	53.6		3歳～学齢前	33	21.6
	実母以外の母親	1	0.7		小学生	58	37.9
	実父	30	19.6		中学生	26	17.0
	実父以外の父親	4	2.6		高校生・その他	11	7.2
	その他	36	23.5				

(ウ) 体罰

(文部科学省 体罰実態把握調査：公立小・中・高等・特別支援学校＜高知県＞) (件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成24年度件数	10	13	12	2

※全国5,415件

イ 人権侵害の主な事例

(ア) いじめ

いじめの態様としては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする」、「仲間はずれ、集団による無視」の事例等が多くみられます。いじめを受けた子どもは心に大きな傷を残すことになり、場合によっては、かけがえのない命を自ら奪うことさえあります。

- a 上履きや筆箱を隠される等、持ち物にいたずらをされる。
- b 携帯電話のメール等で誹謗中傷される。

(イ) 児童虐待

児童虐待とは、本来、子どもをあたたかく守り育てるべき親や親に代わる養育者等が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、子どもの心や体が傷つく行為であれば、それ

は「虐待」です。親等の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

a 身体的虐待

身体的虐待は、保護者が子どもに、殴る、蹴る、熱湯をかける、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、異物を飲み込ませるなどの暴行をすることを指します。子どもは、打撲や骨折、外傷、火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

b ネグレクト（保護の怠慢等）

ネグレクトは、保護者が子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、学校に行かせない、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する、なども入ります。安全や健康への配慮が著しく欠けたために、子どもが死に至るケースもあります。病気なのに病院に連れていかない、医療ネグレクトも存在します。

c 心理的虐待

心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくようだいを差別する、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などを指します。

d 性的虐待

性的虐待には、子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。暴力や脅しで口止めされているケースも少なくありませんし、開始年齢が早いと子どもは性的虐待だと理解できないこともあります。

(ウ) 体罰

- a 小学校女性教員。授業に遅れた男子児童を教室内に立たせた。次の授業は運動場での体育だったが、その間も教室に残して立たせ続け、90分間程度立たせたままだった。
- b 中学校男性教員。着衣水泳をするための準備をしていなかった男子生徒に着替えるように指示したが、生徒が反抗的な態度をとったと感じたため、側頭部や頬を平手で3回たたいた。生徒は耳の鼓膜が破れ、完治に2ヶ月を要した。

(3) 人権尊重への主な取組の事例

ア 学校教育における取組

(ア) スクールカウンセラー等活用事業

公立中学校を中心に入スクールカウンセラー等を配置し、生徒、保護者、教員に対する相談事業を行っています。

- ・配置校 小・中・高・特別支援学校 185校（平成24年度）
- ・配置校 小・中・高・特別支援学校 220校（平成25年度）

(イ) 子どもと親の相談員活用事業

小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、不登校の未然防止及び被虐待児への対応に関する相談等を行いました。（平成24年度で終了）

- ・配置校 小学校 20校（平成24年度）

(ウ) 心の教育アドバイザー等活用事業

公立高等学校・特別支援学校に心の教育に関する専門家を配置し、生徒、保護者、

教員等に対する相談業務を行っています。

- ・配置校 高校・特別支援学校 計 23 校（平成 24 年度）
- ・配置校 高校 23 校（平成 25 年度）

(エ) 心の教育センター電話相談事業

心の教育センターでは、子どもや保護者の不安や悩みに対する電話相談業務を行っています。

(オ) スクールソーシャルワーカー活用事業

市町村にスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えた子どもが置かれた環境への働きかけを行っています。

- ・配置市町村 21 市町村 3 県立中学校（平成 24 年度）
- ・配置市町村 24 市町村 3 県立中学校（平成 25 年度）

イ 児童虐待防止の取組

県内には 2 つの児童相談所があり、市町村や幼稚園・保育所、小学校、中学校、県立学校などと連携しながら、市町村支援・相談・一時保護・措置の 4 機能をはたしています。

平成 25 年度からは、中央児童相談所の児童虐待対応チーム（平成 21 年度から専属チームでの相談援助活動を実施）を 2 チーフとし、体制の強化を図っています。

【平成 24 年度】

- ・入所児童権利擁護ノートの入所児童への周知及びサポートケアの実施
- ・虐待防止や虐待通告の意識醸成等を図るため、官民協働によるオレンジリボン運動の実施
- ・児童養護施設等に被虐待児個別対応職員、心理療法職員の配置
- ・児童養護施設との連携強化事業の実施
　外部講師を招へいし、処遇困難事例を検討
- ・児童養護施設での C S P （コモンセンスペアレンティング：親子関係の修復プログラム）研修の実施
- ・要保護児童地域対策協議会の運営支援（地域支援者会議への支援等）
- ・日本子ども虐待防止学会第 18 回学術集会高知りょうま大会への支援
(平成 24 年度のみ)

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

(変更・修正事業)

- ・児童養護施設等との連携強化事業の実施

外部講師を招へいし、処遇困難事例を検討する取組を、児童家庭支援センターにも拡充

ウ 体罰根絶に向けた取組

学校における体罰の根絶のために、「自ら体罰を放棄する」という主体的な考え方に基づく、より高いレベルでの教育の実現を目指し、以下の取組を進めていきます。

【平成 25 年度】

(ア) 学校の組織的な体罰防止体制の確立

- ・新たに開発した研修プログラムを用いた校内研修の実施と各学校の実情に応じた
体罰防止対策の検討・実施（全公立小・中・高等・特別支援学校）

(イ) 適切な指導方法の体得に向けた研修の充実

- ・適切な指導方法やコンプライアンスに関する研修の実施

(ウ) 体罰に関する正しい認識を深めるための周知

- ・体罰根絶に向けたリーフレットの作成・配付

(エ) 実態把握の仕組みづくり

- ・体罰実態把握調査の実施（全公立小・中・高等・特別支援学校の教育職員、児童
生徒、保護者を対象）

- ・体罰相談窓口の整備・周知

- ・事案発生時の報告システムの確立

(4) 相談窓口

ア 高知県心の教育センター

いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について、児童生徒や保護者からの相
談を受付けています。

住 所 〒780-8031 高知市大原町 132

電話相談 088-833-2922

毎日 9:00～21:00 (祝日、休日、年末年始を除く)

来所相談 電話予約が必要 予約電話番号 088-833-2922

月～金 8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)

Eメール相談 kodomo24@kochinet.ed.jp

返信時間 9:00～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)

イ 高知県中央児童相談所

住 所 〒781-5102 高知市大津 770-1

電 話 088-866-6791

F A X 088-866-0839

ウ 高知県幡多児童相談所

住 所 〒787-0050 四万十市渡川 1-6-21

電 話 0880-37-3159

F A X 0880-37-3205

エ 子どもと家庭の 110 番

子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待等による相談を受付けています。

専用電話 088-872-0099

9:00～18:00 (年末年始を除く)

オ 子どもの人権 110 番

いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

電 話 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)

月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)

カ 少年サポートセンター

非行や青少年の問題行動に関する相談のほか、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談を受付けています。

電 話 088-825-0110

電 話 088-822-0809 (ヤングテレホン)

月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

5 高齢者

(1) 現状と課題

平成 24 年 10 月 1 日現在の人口推計における本県の 65 歳以上の高齢人口は、226 千人で、県人口の 30.1%を占め、全国第 2 位となっており、県民の 3.3 人に 1 人が 65 歳以上という高齢社会を迎えています。

県では、平成 24 年 3 月に高知県高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業支援計画を策定しました。

この計画は、本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。その中では、高齢者的人権擁護に向けた取組等を定めています。

平成 24 年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」、「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」などが高齢者に関する人権上の問題点として上位になっています。(図 6)

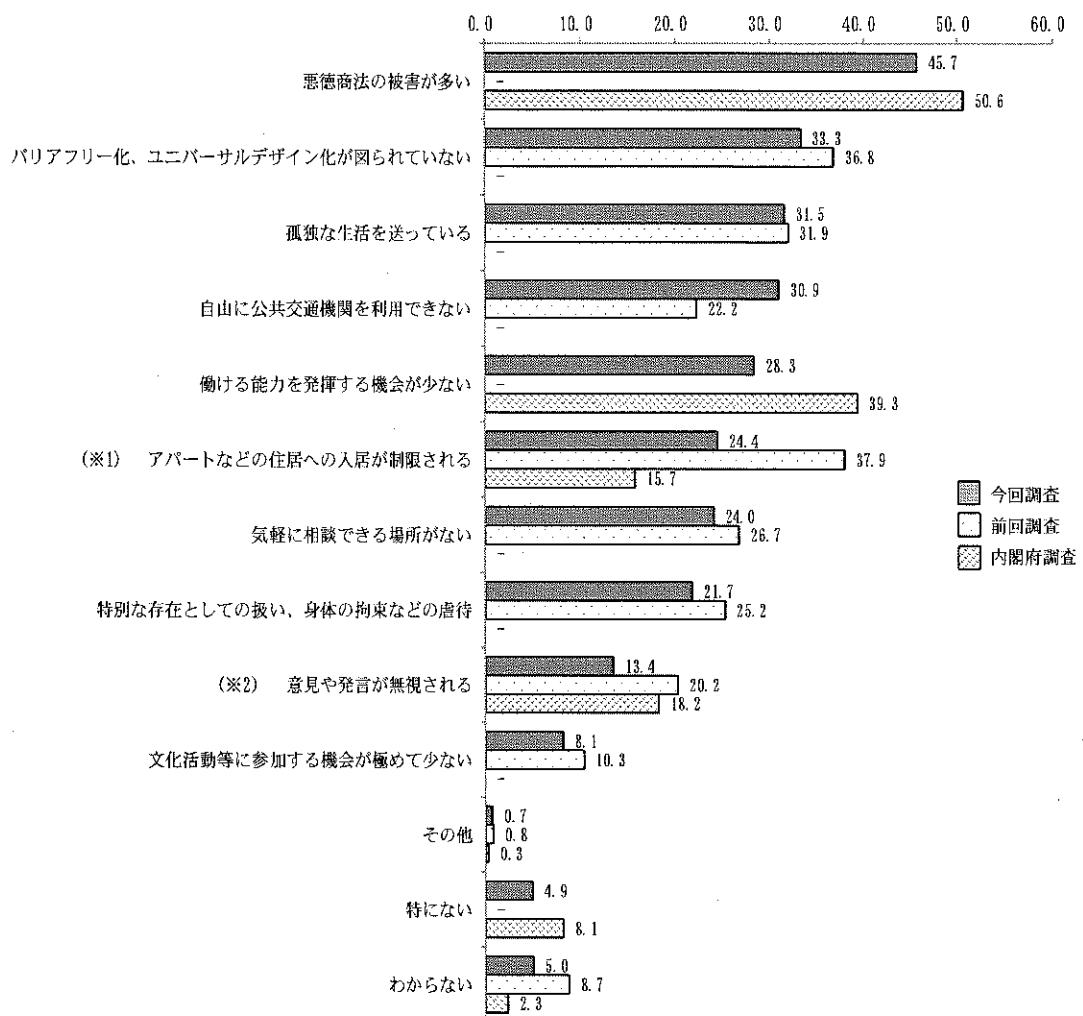
また、平成 19 年版犯罪白書によると、全国の刑務所等矯正施設退所者のうち、65 歳以上の 5 年以内の再入所率は約 70% になっています。

高齢者が社会の一員として、人権を尊重され、健康で生きがいをもった生活をしていくためには、在宅・施設両面に調和のとれた保健福祉サービスの充実などの社会環境づくりを行うとともに、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるような、地域の支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

図6 高齢者に関する人権上の問題点（%）

● 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

(○はいくつでも)



※1 「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

※2 「高齢者ということで意見や発言が無視される」は、内閣府調査「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

(2) 人権侵害の事例

ア シルバー110番(高齢者総合相談センター) (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	1,261	1,050	1,038	981	995
うち人権に関する件数	26	35	13	3	1

イ 養介護施設等従事者によるもの（市町村受付） (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度
相談・通報件数	8	9	10	12
うち虐待の事実が認められた件数	5	2	2	3

ウ 養護者によるもの（市町村受付） (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度
相談・通報件数	218	204	230	170
うち虐待の事実が認められた件数	112	118	116	103

エ 人権侵害の主な事例

- ・同居の母に暴言をはき、時に暴力をふるいそうになる。
- ・近所の人から嫌がらせを受けている。
- ・家族から身体的・経済的に虐待を受けている。
- ・年金の入る通帳を子どもにとられ、施設の利用料等の支払が滞るなど、家族・親族からの経済的な虐待を受ける。

(3) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 24 年度】

ア 高齢者の心身機能の理解促進

高知県から委託を受けた（社福）高知県社会福祉協議会が、加齢によって生じる身体や目の衰えを疑似体験できる「うらしま太郎体験」や県民を対象とした介護講座を開催し、高齢者の心身の特性等の理解を促進した。

イ 認知症や高齢者虐待防止に関する啓発

認知症高齢者に直接サービスを提供する従事者に専門的な知識や介護技術を習得するための研修などにより、認知症や虐待についての理解や知識の普及に努めた。

ウ 介護サービスの質の向上

高齢者の尊厳を大切にしたケアの確立に向けて、介護施設等における高齢者の権利擁護研修や個室・ユニット化による住環境の向上、サービスの自己評価や第三者評価など質の向上を目指す取組を進めた。

エ 日常生活の支援

心身機能の低下が生じても、その人らしい自立した生活を送れるように、日常生活に必要なサービスの提供や、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりへの支援、また高齢者が暮らしやすい住環境を整備するために必要な経費への助成を行った。

オ 社会参加の促進

高齢者の社会参加を促進するため、オールドパワー文化展やシニアスポーツ交流大会の開催や老人クラブ活動への助成を行った。

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

(4) 相談窓口

ア シルバー110番（高齢者総合相談センター）

高齢者や家族の日常生活の中での心配ごとや悩みごとをはじめ、健康・介護の方法、福祉用具等について相談を受けています。その他に福祉サービスなどの情報提供もしています。また、予約制で弁護士による法律相談を行っています。更に、たくさんの方に利用していただくために市町村へ出向く「出前専門相談」を開催しています。（法律相談4箇所、認知症相談4箇所）

住 所 〒780-8065 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電 話 088-875-0110

（ア）一般相談

相談日：毎日 9:00～16:00

※休館日（毎月第2日曜日・祝日・12/29～1/3）

内 容：生活・介護、福祉サービス等 高齢者福祉全般について

相談員：一般相談員

（イ）専門相談 法律相談（事前予約制）

相談日：毎週木曜日 13:00～15:00

※休館日（毎月第2日曜日・祝日・12/29～1/3）

内 容：財産、相続・借地借家・金銭貸借等について

相談員：弁護士

イ 地域包括支援センター（各市町村に設置）

在宅の要援護高齢者やその家族等からの、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、これらの方々の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように調整しています。

ウ 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

認知症の人や知的障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるよう支援を行っています。

住 所 〒780-8065 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電 話 088-844-9007

FAX 088-844-9411

6 障害者

(1) 現状と課題

県では、平成 24 年度に、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目標に掲げる「高知県障害者計画」（計画期間：平成 25 年度から平成 34 年度まで）を策定しました。この「共生社会」を実現するためには、障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同様に社会の一員として生活を営み行動できることが必要です。

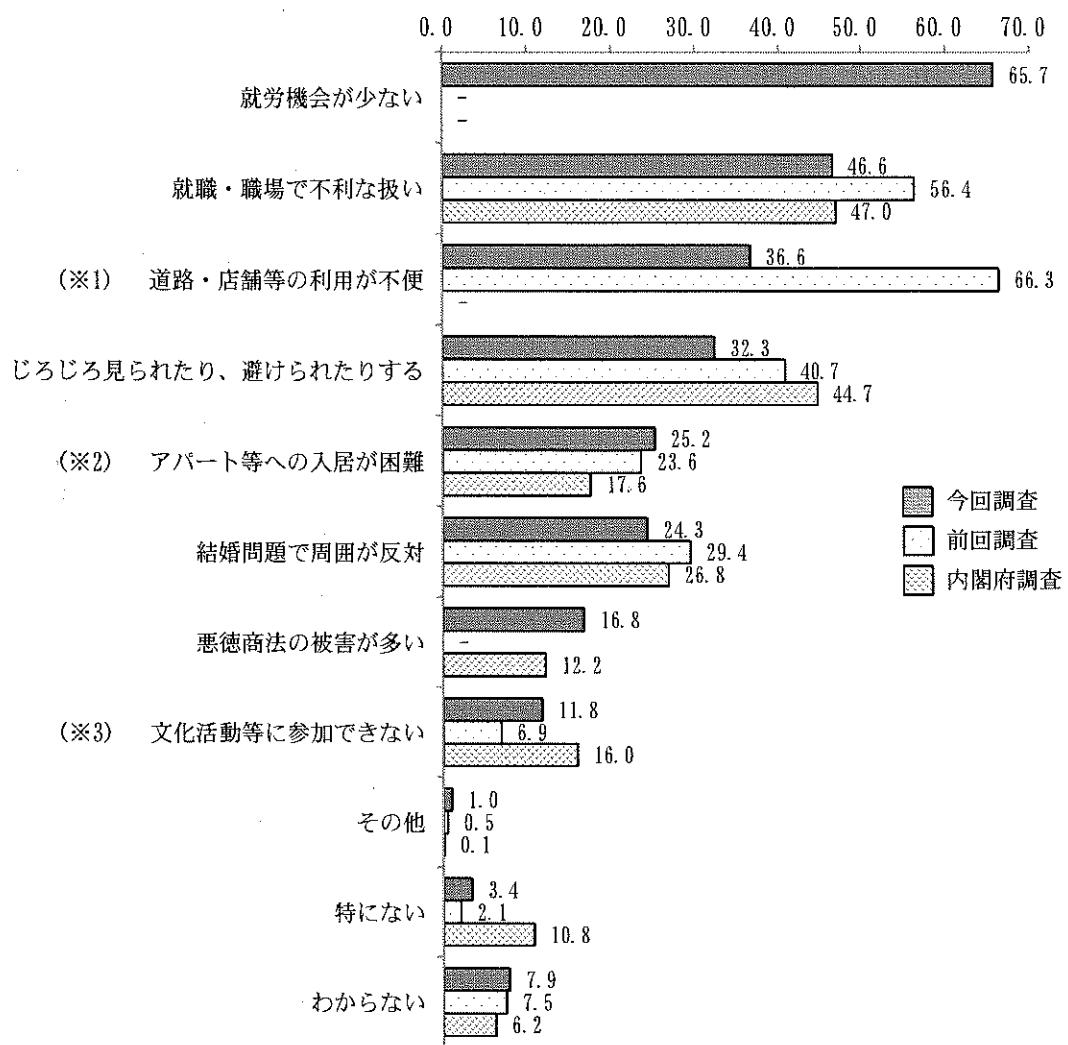
しかし、実際には障害のある人が日常生活や社会生活を営むうえで様々な障壁（バリア）が存在しています。平成 24 年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「就労の機会が少ない」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」など、障害のある人にとっての様々な障壁（バリア）に関することが障害者に関する人権上の問題点の上位を占めています。（図 7）

また、平成 24 年度に県が実施した障害(児)者等アンケート調査等では、障害のある人が安心して暮らすためには、「周囲の人の理解」が必要との回答が上位を占めています。

物理的な障壁（バリア）だけでなく、障害のある人に対する偏見など、人々の心の中にある障壁（バリア）やコミュニケーション手段における障壁（バリア）を除去することをはじめ、障害のある人が希望する場所で生活するための支援やそれぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援、乳幼児期から学齢期、壮年期、高齢期など各ライフステージに応じた支援をすることなど、障害のある人が安心して暮らせる安全・安心な地域づくりが必要です。

図7 障害者に関する人権上の問題点(%)

- 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(○はいくつでも)



※1 「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前回調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものとの比較。

※2 「アパートなどの住宅への入居が困難である」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

※3 「スポーツ・文化活動、地域活動に参加できない」は、内閣府調査「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」との比較。

* 前回調査の回答条件は【3つまで○】。

(2) 人権侵害の事例

ア 人権侵害等に関する相談状況

(ア) 障害者 110 番相談件数 (電話相談事業委託業務事業実績報告書) (件)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
生活相談	646	842	833	1,207	1,110
財産	88	52	71	68	70
医療	24	14	126	62	167
人権・法律	29	11	39	38	37
その他の	83	57	58	88	62
合 計	870	976	1,127	1,463	1,446

(イ) 障害者 110 番の主な相談内容

- ・発達障害で、仕事が見つからない。
- ・金銭管理を病院に依頼しようかと考えている。
- ・高次脳機能障害で精神障害者保健福祉手帳を取得すべきか悩んでいる。
- ・障害者ボランティアがいないか。

(3) 人権尊重への主な取組の事例

【平成 24 年度】

障害のある人が希望する場所で生活するための支援やそれぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援をする等、障害のある人が地域で安心して暮らせる安全・安心な地域づくりの取組を進めた。

ア 障害者週間の集い

「障害者週間」(12月3日～9日)に開催し、各種イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図りました。

平成 24 年 12 月 9 日に開催 参加者 300 名

イ 障害者作品展の開催

帯屋町アーケードで開催し、障害者施設や作業所の作品を展示販売しました。

平成 24 年 12 月 3 ～ 4 日に開催 27 団体・施設 174 作品展示、7,471 作品販売

ウ 全国障害者スポーツ大会参加

第 12 回全国障害者スポーツ大会(ぎふ清流大会)に高知県選手団を派遣し、障害者スポーツを通した交流を行いました。10/13～10/15 76 人(うち選手 50 人)

エ こうちあつたかパーキング

移動に配慮が必要な障害のある人や高齢者等に県内共通の利用証を発行し、障害者用駐車場の適正な利用を促進する「こうちあつたかパーキング制度」の普及を図りました。

利用証交付数 4,803 人、協力事業所数 1,052 事業所(平成 25 年 3 月 31 日現在)

オ 発達障害者への支援体制づくり

療育福祉センター内に高知ギルバーグ発達神経精神医学センターを開設し、発達障害についての共同研究や症例検討を定期的に行い、発達障害に関する専門医の養成に取り組みました。(平成 24 年 4 月 1 日開設)

カ 精神科医療の充実

高知医療センターこころのサポートセンターの整備により、これまで対応が難しかった身体合併症や急性期、児童思春期の患者への対応が可能になりました。

(平成 24 年 4 月 1 日開設)

キ 高知県障害者権利擁護センターの設置

障害者の人権を尊重し、障害のある人に対する虐待を防止するための窓口となる高

知県障害者権利擁護センターを設置しました。(平成 24 年 10 月 1 日開設)

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

(新規事業)

ア 認知症地域連携クリティカルパス（バインダー式手帳）の作成

医療と介護の関係機関が切れ目なく支援を行うための連携パスを作成し、認知症の本人や家族への関係者の連携支援体制を拡げます。

イ 高次脳機能障害相談支援体制の充実及び市町村や福祉保健所の人材育成研修

最初の相談窓口となることが多い市町村や福祉保健所の職員が、高次脳機能障害の相談に対応できるよう、研修会を開催します。

ウ 障害者雇用モデル事例集による普及啓発

障害のある人が実際に働く姿を取材した事例集を作成し、障害者雇用の普及啓発と障害特性に応じた職域の開拓を行います。

エ 障害者就労施設等が製造・販売する製品の広報媒体（冊子、ホームページ）による

P R

就労施設等が、製造・販売する製品や受託可能な業務の紹介冊子等を作成し、受注機会の拡大を促進します。

オ 精神科救急情報センター・精神医療相談窓口の設置

緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、相談対応や医療機関の紹介及び受入先の調整を行います。

カ 障害児に関わる機関での支援内容や記録を共有する「個別の支援手帳（仮称）」を作成

医療、福祉、教育、行政機関での支援内容を記録・共有していくための手帳を作成し、子どもの年齢やライフステージ間における支援内容の引継を促進します。

キ タウンモビリティへの支援

移動に不自由を感じている方を対象に、高知市中心商店街において、車椅子の貸出やボランティアによる付き添い等を支援します。

(4) 相談窓口

ア 障害者 110 番

障害のある人やその家族が抱える人権や財産などの問題に電話や面接により相談に応じています。

高知県立ふくし交流プラザ 1 階

住 所 〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1

電 話 088-828-8400

FAX 088-844-9443

受付時間

・一般相談：毎日 9:00～16:00

(毎月第2日曜日及び祝日、年末年始を除く)

・法律相談：第2、第4木曜 13:30～15:30

(事前に予約が必要)

イ 高知県障害者権利擁護センター

障害のある人の虐待に関する届出・相談を電話により受付けています。

高知県地域福祉部障害保健福祉課内

電 話 (FAX 兼用) 088-822-7388

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

上記の時間以外は、留守番電話で受付けています。

ウ 精神障害者の保健医療及び社会復帰などに関する相談

(ア) 高知県精神保健福祉センター

・電話相談 (こころのテレ相談)

電 話 088-823-0600

相談時間 月～金 13:00～15:00 (祝日、年末年始を除く)

・面接相談 (予約制)

予約受付 電話 088-821-4966

(イ) 高知県地域福祉部障害保健福祉課

電 話 088-823-9633

FAX 088-823-9260

(ウ) 各県福祉保健所

・安芸福祉保健所

住 所 〒784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎内

電 話 0887-34-3177 (健康障害課 直通)

FAX 0887-34-3170

・中央東福祉保健所

住 所 〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1

電 話 0887-53-3173 (健康障害課 直通)

FAX 0887-52-4561

・中央西福祉保健所

住 所 〒789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4

電 話 0889-22-1249 (健康障害課 直通)

FAX 0889-22-9031

・須崎福祉保健所

住 所 〒785-8585 須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎内

電 話 0889-42-1875 (健康障害課 直通)

FAX 0889-42-8924

・幡多福祉保健所

住 所 〒787-0028 四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎内

電 話 0880-34-5124 (健康障害課 直通)

FAX 0880-35-5980

(工) 高知市保健所地域保健課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-45

電 話 088-822-0577

FAX 088-822-1880

(才) 高知市福祉事務所障がい福祉課

住 所 〒780-8571 高知市本町 5-1-45

電 話 088-823-9378

FAX 088-823-9370

工 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

認知症の人や知的障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるよう支援を行っています。

住 所 〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

電 話 088-844-4600

FAX 088-844-3852

7 HIV感染者等

(1) 感染症

ア 現状と課題

県では、エイズ、結核、B型・C型肝炎等の感染症に関して、自分の健康は自分で守るという観点から、正しい予防知識及び予防行動の普及を行っています。

しかし、感染症発生時には、患者を取り巻く環境の中で、全国的には、正しい知識の理解が十分でないため偏見や差別がまだみられている状況です。

平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、HIV感染者等に関する人権上の問題点として、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」、

「医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩、無断で検査が行われる」、「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」などが、上位になっている一方、「わからない」とする回答が28.8%となっています。(図8)

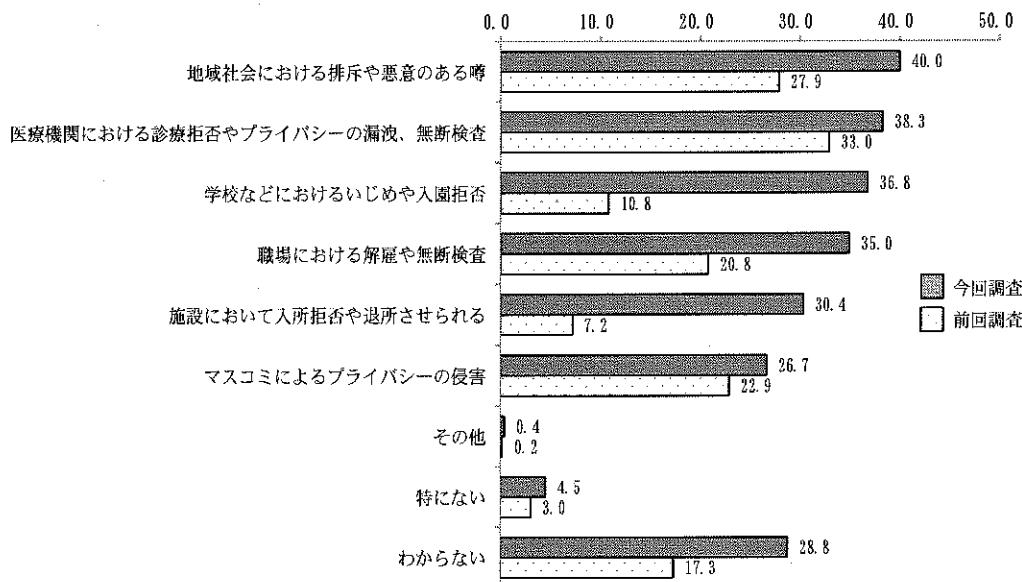
今後も、感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にした社会づくりや専門的な相談を受けることができる機関の充実を図っていくことなどが必要となっています。

HIV

エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因となるウイルスで非常に弱いウイルスです。通常の社会生活では、感染者と暮らしても、まず、感染することはありません。このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかかる感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

図8 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点(%)

- エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。(○はいくつでも)



* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

イ 人権侵害の事例

相談件数（保健所受付）		(件)			
		20年度	21年度	22年度	23年度
HIV相談		255	133	118	101
					144

HIV感染者・患者は、症状が一定以上である場合、身体障害者手帳の交付を受け、様々な制度を利用し治療を受けることができます。しかし、HIV感染者・患者がプライバシーの漏洩による周囲の偏見を心配するため、身近な市町村の窓口への制度利用の申請が、身近であるがゆえにできにくいという現実があります。

また、HIVに感染しているのか不安な人（この中には感染者も含む）が、周囲の偏見が心配で、地元の保健所に検査・相談に行くことを躊躇するといった状況もみられます。

ウイルス性肝炎については、一般的な生活習慣を守っている限り、既感染者であっても集団生活の場で他人に感染させることはありません。しかし、正しく理解していない人は、職場や日常生活で感染するのではないかと不安を持っている人もいます。

また、感染していることを理由に保育所、学校、介護施設などで区別をされるのではないか、入所を断られるのではないか、と不安を抱いている人がいます。

ウ 人権尊重への主な取組の事例

【平成24年度】

(ア) 「HIV検査普及週間（6月1日～6月7日）」

HIV時間外検査・相談の実施：6件（うち3件は検査のみ）

(イ) 「世界エイズデー（12月1日）」にあわせた啓発活動

キャンペーン、イベント：4箇所

HIV検査・相談：8件（うち1件は検査のみ）

(ウ) 学校教育と連携したエイズ予防・啓発教育

小学校への出前講座：9校 228人

(エ) 「結核予防週間（9月24日～9月30日）」にあわせた啓発活動

街頭啓発・各種集会（パネル掲示、啓発物の配布、健康相談等）

テレビ・新聞による広報（知識の普及、予防意識の啓発）

(オ) ウィルス性肝炎対策啓発

・テレビ及びラジオによる啓発

CM テレビ：249本、ラジオ：140本

県広報番組 テレビ：2回、ラジオ：4回

その他番組 テレビ：2回、ラジオ：1回

・ポスター・チラシの配布

新聞への折り込み：1回（チラシ）

県内市町村、医療機関、県内企業等への配布（ポスター、チラシ）

・新聞広告掲載：7回

・高知県のホームページに掲載

・啓発イベントの開催：1回

・電光掲示板、大型ビジョンによる啓発：2件

(カ) 地域肝炎治療コーディネーター養成研修会：2回

行政機関職員（保健師等）：参加者 23 名

医療機関職員（看護師、医療ソーシャルワーカー等）：参加者 28 名

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

（その他）

- (ア) エイズ予防財団が主催するH I V検査相談研修会及びエイズ治療中核拠点病院である高知大学医学部附属病院との研修会
- (イ) 肝炎検査の受診勧奨及び検査機会の提供による受診促進
(市町村が実施するウイルス検査の無料化に対する支援等)
- (ウ) 地域肝炎治療コーディネーター養成講座の実施

工 相談窓口

（ア）各県福祉保健所

・安芸福祉保健所

住 所 784-0001 安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎内
電 話 0887-34-3173 (衛生環境課 直通)
F A X 0887-34-3170

・中央東福祉保健所

住 所 782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1
電 話 0887-52-4594 (衛生環境課 直通)
F A X 0887-52-4561

・中央西福祉保健所

住 所 789-1201 高岡郡佐川町甲 1243-4
電 話 0889-22-2588 (衛生環境課 直通)
F A X 0889-22-9031

・須崎福祉保健所

住 所 785-8585 須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎内
電 話 0889-42-1999 (衛生環境課 直通)
F A X 0889-42-8924

・幡多福祉保健所

住 所 787-0028 四万十市中村山手通 19 番多総合庁舎内
電 話 0880-35-5982 (衛生環境課 直通)
F A X 0880-35-5980

(イ) 高知市保健所地域保健課

住 所 高知市丸ノ内 1-7-45
電 話 088-822-0577
FAX 088-822-1880

(ウ) 高知県健康政策部健康対策課（感染症担当）

電 話 088-823-9677
FAX 088-873-9941

(エ) エイズ予防財団

電 話 0120-177-812
携帯電話からは 03-5259-1815
ホームページ <http://api-net.jfap.or.jp>
携帯電話 <http://api-net.jfap.or.jp/i>

(オ) H I Vと人権・情報センター

電 話 06-6393-8851（関西支部）
ホームページ <http://www.npo-jhc.com/>

(カ) 高知県エイズ治療拠点病院

医療機関名	住 所	電話番号
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮 185-1	088-866-5811
独立行政法人国立病院機構 高知病院	高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111
高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	高知市池 2125-1	088-837-3000
高知県立あき総合病院	安芸市宝永町 1-32	0887-34-3111
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈 3-1	0880-66-2222

(2) ハンセン病元患者等

ア 現状と課題

ハンセン病は、感染力の極めて弱い細菌による病気で、現在は治療薬もあり、早期に治療すれば身体に障害が残ることはありませんが、治療薬ができる以前に病気が進行した人たちの中には、重い後遺症が残った人が多くいます。

また、ハンセン病患者を療養所に隔離する施策が長年にわたって取られていたことから、社会との交流ができない生活を余儀なくされ、高齢となった現在では、地域への社会復帰が困難となった人が多くいます。

この隔離政策などにより、社会の中で「怖い病気」として誤った認識が定着してしまい、偏見や差別が現在でも残っています。

平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点として、「怖い病気といった誤解がある」、「偏見により差別的な言動をする」、「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」などが上位になっています。一方、「わからない」とする回答が27.4%となっています。(図9)

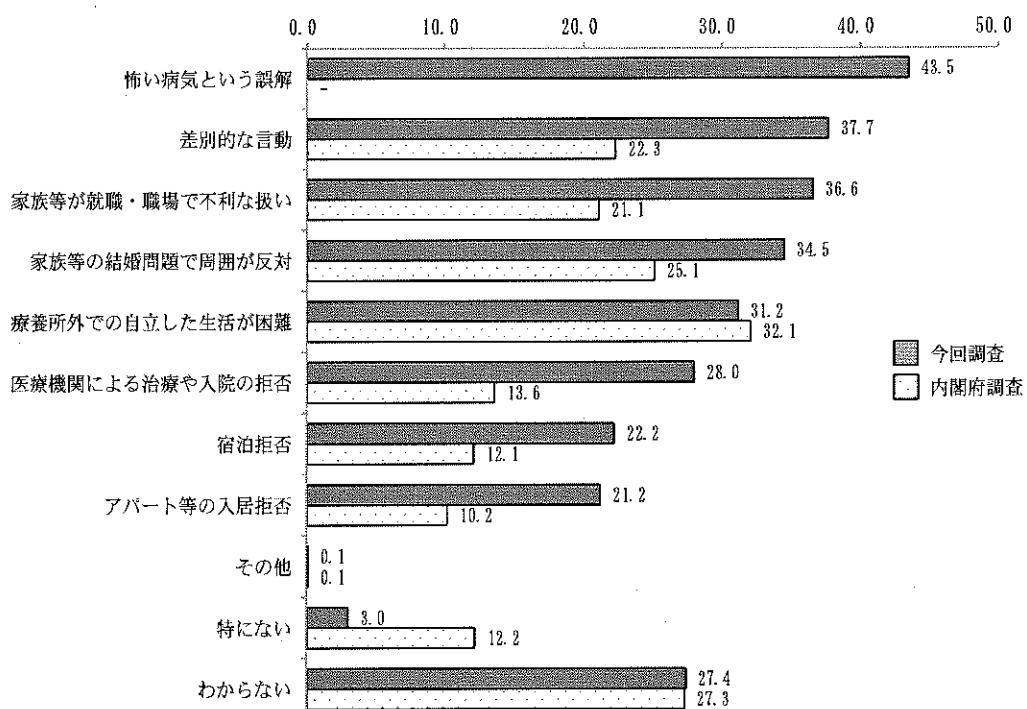
今後も引き続き、療養所の入所者が里帰りしやすい体制づくりやハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

※高知県出身の国立ハンセン病療養所入所者数 8 療養所 29名(H25年4月1日現在)

図9 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点 (%)

● ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

(○はいくつでも)



イ 人権侵害の事例

人権侵害の主な過去の事例（入所者との意見交換による）

- (ア) 療養所への入所後、ハンセン病は治癒していると言われたにもかかわらず、入所生活を継続させられた。
- (イ) 入所中に断種、中絶等の処置をさせられるなど、非人道的な扱いを受けた。
- (ウ) ハンセン病という理由で入所させられたにもかかわらず、職員が行うべき重症患者の看護、介護その他作業に従事させられた。
- (エ) 療養所に近い郡部の店では、入店を断られたことがあった。
- (オ) 療養所への入所後、家族の縁談が破談になった。
- (カ) 患者・元患者の親族も、故郷では差別を受けるため、他地域での生活を余儀なくされている。
- (キ) 療養所にいる元患者の中には、近所との関わりを気にして、ホテルなどで家族と会い、実家には帰らない人もいる。

※(キ)については、現在も続いている状態です。

ウ 人権尊重への主な取組の事例

【平成 24 年度】

- (ア) インターネットを活用した普及啓発

高知県のホームページに「ハンセン病を正しく理解しましょう」として、日本におけるハンセン病の歴史や人権問題、高知県の主な取組を紹介

- (イ) 啓発パンフレット冊子の配布等

冊子の配布先：各市町村、県立高等学校等

- (ウ) 中高生等による療養所訪問

国立療養所大島青松園（香川県） 平成 24 年 7 月 30 日

参加人数 26 名（高校生 18 名、引率職員 4 名を含む）

- (エ) ボランティアグループによるよさこい鳴子踊り等の療養所訪問

国立療養所長島愛生園（岡山県）：平成 24 年 10 月 25 日

参加人数 20 名（県担当課同行者 2 名を含む）

- (オ) 施設入所者の里帰り支援

平成 24 年度里帰り者数 4 名（配偶者 1 名、介助者 1 名を含む）

【平成 25 年度】

平成 24 年度と同様

（その他）

「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」の開催（主催：国立療養所 大島青松園）

内容：特別講演、ビデオ上映、シンポジウム、入所者作品展

高知市文化プラザかるぽーと大ホール 平成 25 年 6 月 28 日

エ 相談窓口

高知県健康政策部健康対策課（難病担当）

電話 088-823-9678

FAX 088-873-9941

8 外国人

(1) 現状と課題

平成24年12月31日現在県内には、67の国・地域、3,379人の外国人が暮らしています。国籍別に見ると、中国籍が1,287人と最も多く、韓国・朝鮮籍638人、フィリピン籍542人、インドネシア籍196人と続いています。総数では、平成16年の3,971人を境におおむね年々減少傾向にあり、この5年間では、平成20年の3,579人に比べ200人、5.6%の減少となっています。

外国人に対する偏見や差別などの人権問題の多くは、言語・文化・習慣などの相互理解が不十分なことに起因する場合があります。

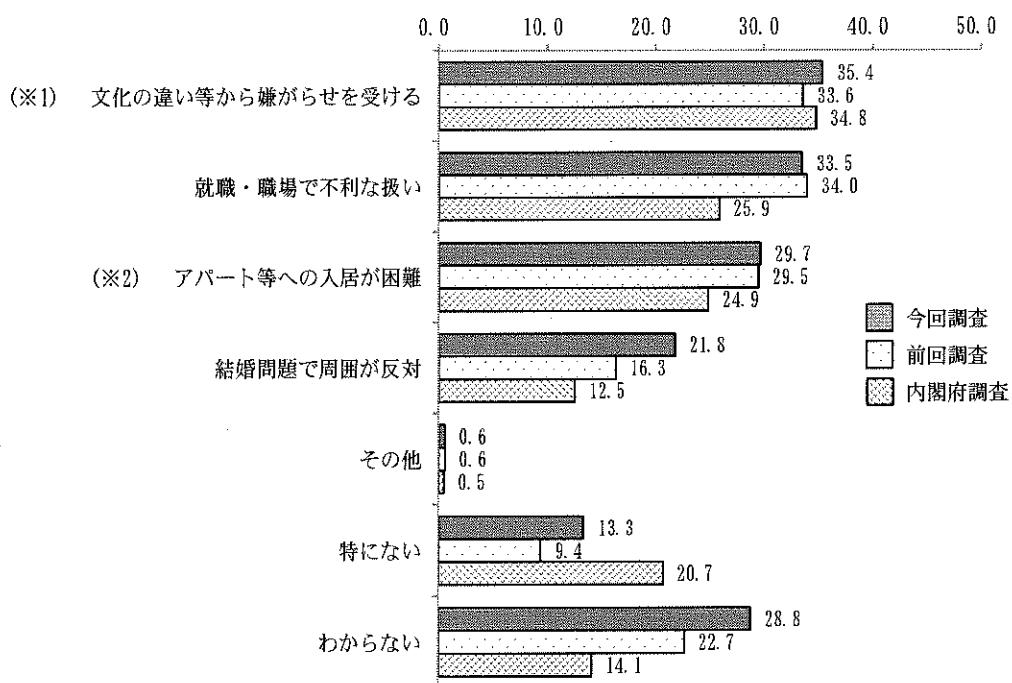
平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「アパートなどの住居への入居が困難である」などが外国人に関する人権上の問題点の上位になっています。

(図10)

今後も、国際理解教育をさらに推進するなど、外国人や異文化に対する理解を深めてもらうことが必要となっています。

図10 外国人に関する人権上の問題点 (%)

- 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)



※1 「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」は、内閣府調査「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」との比較。

※2 「アパートなどの住宅への入居が困難である」は、内閣府調査「アパート等への入居を拒否されること」との比較。

* 前回調査の回答条件は【2つまで○】。

(2) 人権侵害の事例

人権・生活相談件数：(公財)高知県国際交流協会 (件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
暴力・離婚	1	1	—	—	2
在留資格	—	—	3	1	2
住居	—	—	—	3	—
ストレス	2	—	—	1	—
その他	3	1	6	4	3
合計	6	2	9	9	7

人権侵害での相談事例

- ・日本人配偶者による暴力から身を守るために、保護命令申請手続きに関して、専門機関の紹介や通訳を実施。

(3) 人権尊重への主な取組の事例 主催：(公財)高知県国際交流協会

ア 国際理解教育の推進による差別意識の解消への取組（24年度・25年度共通）

(ア) 異文化出前講座

教育機関等で、県国際交流員等が講師として、自国の文化等を紹介し、異文化への理解を深める。

(イ) ジュニア国際大学

小学校高学年を対象に、国際理解のための基礎知識や異文化コミュニケーションに必要な基本的な知識・技能などを習得させる講座を開催し、異文化への理解を深める。

(ウ) 国際ふれあい広場inこうち

民間国際関係団体等による活動紹介や写真パネル展等の国際交流・国際協力に関する総合イベントを開催し、参加された県民の方の国際意識を深める。

イ 日本語教育の推進による日常生活の不安解消の取組（24年度・25年度共通）

(ア) 日本語講座初級Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、漢字読み書きクラス

日本語の不自由な県内在住外国人を対象に、日常生活に適応できるよう基礎的な日本語を習得する。

(イ) 昼間の日本語講座開催事業

夜の日本語講座や土曜日の日本語サロンに参加できない外国人を対象に平日の昼間に日本語講座を開設し、基礎的な日本語能力を習得する。

(ウ) 日本語ボランティア講師養成講座開催事業

日本語が不自由な県内在住外国人に日本語を教えることができるボランティアの講師を養成するための講座を開催し、日本語を習得できる機会を増やす。

(4) 相談窓口

公益財団法人高知県国際交流協会では、県内に在住する外国人を対象に、関係機関の協力を得ながら人権・生活相談を実施しています。

相談場所 公益財団法人高知県国際交流協会

住所 〒780-0870 高知市本町 4-1-37

電 話 088-875-0022
相 談 日 月～金（相談日は事前に連絡して決定）
時 間 8:30～17:00
対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語
F A X 088-875-4929
E-mail info_kia@kochi-kia.or.jp

9 様々な人権問題

(1) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

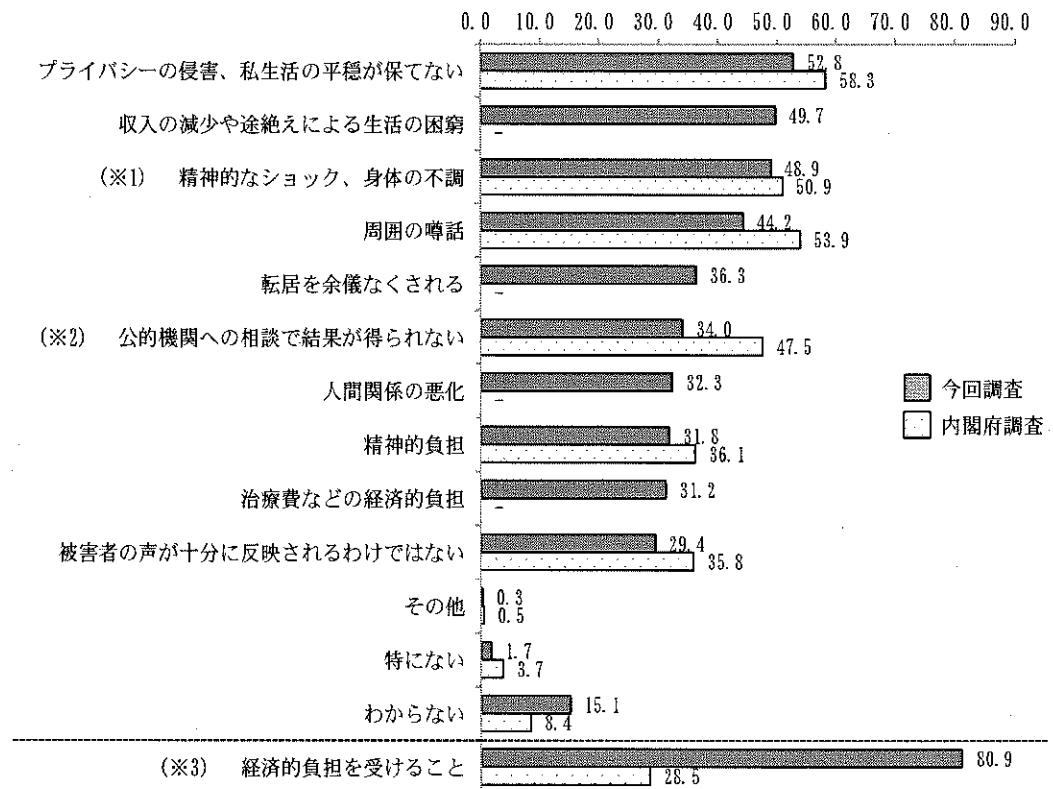
犯罪被害者とその家族は、事件そのものによる直接的な被害だけではなく、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道など被害後に生じる様々な問題にも苦しめられます。また、心身の回復や裁判のために仕事を継続することが困難な場合もあるといった問題もあります。

平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」などが犯罪被害者等に関する人権上の問題点の上位になっています。(図11)

事件・事故が毎日のように発生している今日では、誰もが犯罪被害者になる可能性があります。犯罪被害者とその家族が置かれている状況を理解し、少しでも平穏な生活が取り戻せるよう配慮することが必要です。

図11 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点(%)

- 犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○はいくつでも)



- ※1 「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」は、内閣府調査「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」との比較。
- ※2 「警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない」は、内閣府調査「警察に相談しても期待どおりの対応が得られないこと」との比較。
- ※3 「治療費などで経済的負担がかかる」、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることより生活が苦しくなる」を合計したものと、内閣府調査「犯罪行為によって経済的負担を受けること」との比較。

イ 人権尊重への主な取組の事例

地方公共団体の職員が、犯罪被害者支援の業務の必要性を認識し、業務に必要となる知識や心構え、また犯罪被害者等が置かれている状況を理解するため、「平成24年度犯罪被害者等施策研修会」を開催（内閣府と高知県で共催）しました。

また、NPO法人こうち被害者支援センター（平成24年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定）では、犯罪被害者等からの電話・面接での相談をはじめ、警察・病院・裁判所等への付き添いや、法律相談、自宅訪問など直接的な支援、被害者支援の必要性を訴える講演・広報活動を実施しています。

ウ 相談窓口

（ア）NPO法人こうち被害者支援センター

犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。

住 所 〒780-0844 高知市永国寺町6-16 永国寺町第2ビル3階

電 話 088-854-7867

月～金曜日（祝日除く）10：00～16：00

（イ）高知地方検察庁

被害者ホットライン

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内1-4-1

電話・FAX 088-872-9190

（ウ）高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室

犯罪被害者ホットライン

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-30

電 話 088-871-3110

（エ）日本司法支援センター 法テラス

犯罪被害者支援ダイヤル

電 話 0570-079714

月～金9：00～21：00 土9：00～17：00（日曜祝祭日・年末年始除く）

(2) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

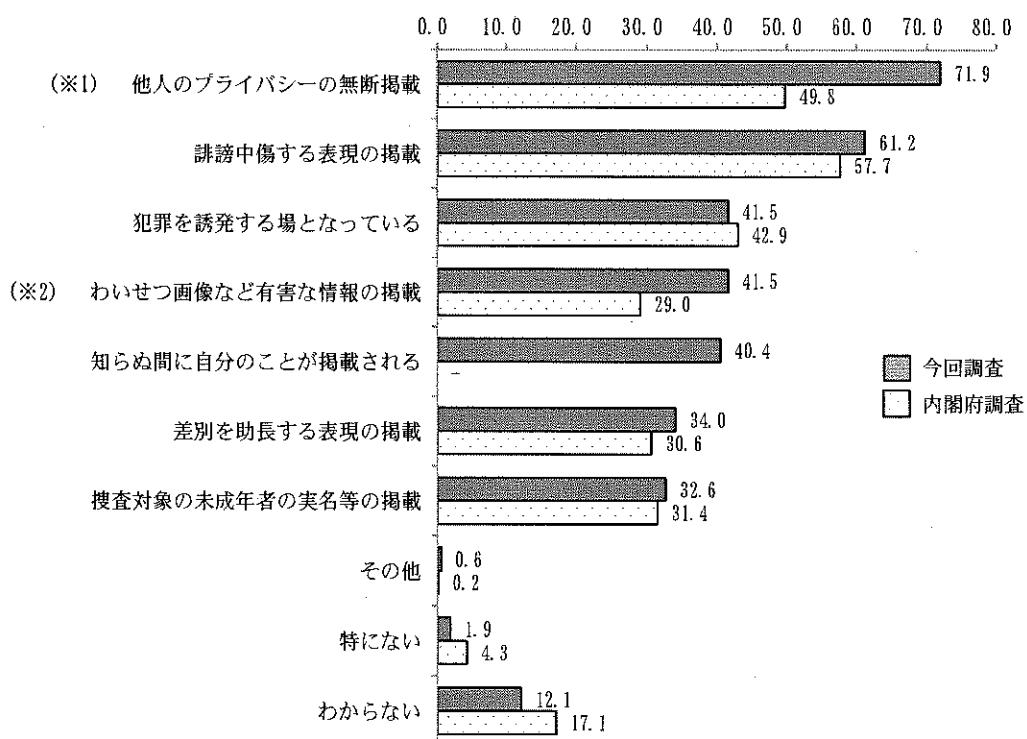
インターネットを悪用した誹謗中傷や、掲示板などへの差別的な書き込みなど、その匿名性、情報発信の容易さを逆手に取った人権侵害が後を絶ちません。

平成24年度に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」などがインターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点として上位になっています。(図12)

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速な拡大化、被害の回復の困難性にあります。画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められています。

図12 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点(%)

- インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 (○はいくつでも)



※1 「無断で他人のプライバシーに関するることを掲載する」は、内閣府調査「プライバシーに関する情報が掲載されること」との比較。

※2 「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」は、内閣府調査「ネットボルノが存在していること」との比較。

イ 人権尊重への主な取組の事例

(ア) 差別書き込み

サイトの管理者に対して削除依頼を行うとともに、削除されない場合は法務省の人権擁護機関から削除要請を行ってもらっています。

(イ) 啓発・研修

人権教育指導資料（学校教育編）『Let's feel じんけん～気付きから行動へ～』（高知県教育委員会 平成24年3月）には、「インターネットによる人権侵害」についての現状と課題、取組の方向性を記載しています。

また、児童生徒の携帯電話・インターネットの利用実態や危険性について、PTAの研修会等で情報提供を行っています。

(ウ) 実態調査

「子どもたちの携帯電話・スマートフォン等の利用実態調査」（高知県教育委員会事務局人権教育課 平成24年度）

※県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校の児童生徒・教員・保護者を対象にした調査で、「メールやホームページなどでのいじめ」、「携帯電話・スマートフォン等でのトラブル」などの設問結果が示されています。

※問合せ先：高知県教育委員会事務局人権教育課

電話 088-821-4932

【平成25年度】

(新規事業)

親子で考えるネットマナーアップ事業

ネット上のトラブルから子どもたちを守るために、啓発用リーフレットを作成・配布し、それを活用したPTA研修の実施や学校の情報モラル教育を推進することを通して、家庭でのルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図ることを目的としています。

ウ 相談窓口

高知県教育委員会事務局人権教育課

住所 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

電話 088-821-4932

(3) 災害と人権

ア 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活の中で、特別な援助や配慮を必要とする災害時要援護者や女性への配慮が行き届かない状況が問題になりました。

また、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなどの事態も発生しました。根拠のない思いこみや偏見で差別することは人権侵害につながります。

近い将来南海トラフ地震の発生が予想されており、災害時要援護者への配慮や、男女のニーズの違い等男女双方の視点への留意などに関する取組をしています。

災害時や災害後に予想される人権侵害が起こらないように、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会づくりへの取組が重要となっています。

【東日本大震災時の事例】

- ・高齢者、障害者等の要援護者について、情報伝達、避難支援、避難生活等、様々な場面で対応が不十分な場面があった。
- ・避難所によっては、女性が授乳や着替えをするための場所がなかった。
- ・避難所において、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた。
- ・原発事故のあった福島県からの避難者がホテルで宿泊拒否をされたり、ガソリンの給油を拒否された。
- ・原発事故のあった福島県からの避難者の小学生が避難先の小学校でいじめられた。

イ 人権尊重への主な取組の事例

災害時要援護者対策として、地域防災計画に配慮の必要性を記載するとともに、個別避難支援プランの策定・見直しの支援、災害時要援護者の避難支援ガイドラインや、避難所運営の手引きの改訂や避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進しています。

また、防災活動に男女共同参画の視点を反映させるための講演会の開催や、機関紙での啓発を行っています。

ウ 相談窓口

災害時の人権侵害に関する研修などの相談

高知県教育委員会事務局人権教育課

住 所 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

電 話 088-821-4932

公益財団法人高知県人権啓発センター

住 所 〒780-0870 高知市本町4-1-37

電 話 088-821-4681

(4) その他

ア アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつあります。

平成9年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」が施行されましたが、いまだにアイヌの人々に対する正しい理解が十分でないため、様々な偏見や差別が残っています。アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し、尊重することが大切です。

イ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

ウ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

平成18年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

エ 性的指向

人の性愛の対象は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人がいます。性的指向がどういう対象に向かうのかを示す概念を性的指向と言います。同性愛者や両性愛者の少数派の性的指向の人に対する偏見は根強く、職場を追われたりすることもあります。性的指向は様々であることを認識し、偏見・差別をなくすことが必要です。

オ ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあります。嫌がらせや暴行事件なども発生しています。こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、この法律に基づき「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（厚生労働省・国土

交通省）を策定しています。地域社会においてもこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められています。

力 性同一性障害者

性同一性障害とは、体の性と心の性が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態を言います。性同一性障害の人々は仕事や社会生活の中で偏見や差別に苦しんできましたが、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、戸籍上の表記等を変更できるようになりました。性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくすことが必要です。

キ 人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が多く報告されており、日本は人身取引の受入国の一つとして、国際社会から批判を受けています。政府は「人身取引対策行動計画 2009」を策定するなど、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいますが、私たちにも人身取引や不法就労に加担することなく、この問題の解決に向けて理解と意識の向上が求められています。

II 參 考 資 料

1 高知県人権尊重の社会づくり条例

平成10年3月30日 条例第2号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下の平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。

同和問題については、高知県においても行政の責務として長年取り組んできたが、いまだ完全には解決されていない実態がある。

県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

ここに、私たちは、人権という普遍的な文化の創造を目指し、差別のない、差別が受け入れられない人権尊重の社会づくりを進めていくことを決意して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、市町村及び県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題への取組を推進し、もって眞に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図るとともに、人権意識の高揚を目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を総合的に推進するものとする。

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識して人権意識の向上に努めるとともに、県又は市町村が実施する施策に協力するものとする。

(人権施策の基本方針)

第5条 知事は、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取組を一層促進させるため、人権施策の基本方針を定めるものとする。

(高知県人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 高知県人権施策基本方針

(平成 12 年 3 月策定)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下の平等及び基本的人権の保障について定められている。

この理念の下に、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

しかし、現実社会には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題が依然として存在している。県は、これらの問題の解決に先導的な役割を果たすべきであり、また、私たちは、力を合わせてあらゆる人権問題の早急な解決を図っていかなければならない。

県では、人権が尊重される明るい社会を目指し、平成 10 年 4 月に施行した「高知県人権尊重の社会づくり条例」において、人権尊重の社会づくりを進めていくために県、市町村、県民の責務を明らかにした。また、同年 7 月に策定した「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画では、人権教育・啓発に関する県の取り組みや企業・県民に期待する取り組みを具体的に示した。

ここに、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けて、すべての県民が自主的に取り組むよう意識の高揚を図るとともに、市町村及び県民の取り組みを一層促進させるために、同条例第 5 条に基づき、人権教育・啓発に関する施策の基本方針を定めるものである。

<推進方針>

今後の人権施策の推進については、さまざまな人権の中から、県民に関わりが深く、身近な人権問題として、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画」で例示してある同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人に関わる人権問題について共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの問題の現状と課題を明らかにし、推進方針を定めるものとする。

1 共通事項

(1) 人権教育・啓発の推進

「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画に基づき人権教育・啓発を推進する。

- ア 就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい認識と理解を深め、人権意識の高揚を図るための人権教育を推進する。
- イ 県民一人ひとりが人権問題についての関心と正しい認識を深め、人権尊重の社会づくりに向けて自主的に行動していくよう、人権に関する講演会や研修会の開催、マスメディアの活用による広報、実践につなげることのできる啓発パンフレットの作成、配布など、さまざまな機会を通じた啓発活動を推進する。
- ウ 企業内研修の充実のため、体制の整備を支援する。
- エ 人権に関する家庭での学習を促進するため、人権に関する学習機会の提供や学習情報等の提供を行う。
- オ 県職員や市町村職員はもとより、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員など人権に関わりの深い職業に従事する職員に対する人権教育を充実

する。

(2) 相談・指導体制の充実

- ア 県民が人権侵害を受けたとき、その内容等について相談ができる体制の充実や、適切な指導・助言ができる人材の育成に努める。
- イ 人権尊重の社会づくりに取り組む市町村、関係機関、NPOなどに対する指導・助言・支援を行うとともに、県民の自発的な取り組みを支援する。

(3) 調査・研究の推進

県民の人権意識や人権侵害の実態などを把握・公表し、これまでの人権教育・啓発活動の実施状況や効果等について点検を行い、効果的な人権施策の研究・開発を行う。

(4) 推進体制

- ア 高知県人権尊重の社会づくり協議会などの意見を踏まえ、国連人権教育高知県推進委員会（※1）を中心に、人権施策を総合的に推進する。
- イ 人権教育・啓発を行う県の関係機関等の取り組みを充実・強化する。
- ウ 市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図る。

2 個別事項（身近な課題ごとの推進方針）

(1) 同和問題

ア 現状と課題

これまでの同和対策事業の実施により、対象地域の生活環境などは相当整備されてきた。一方、児童生徒の学力・進路に関する問題や不安定な就労の実態、また同和問題に対する誤った知識や偏見による差別意識の存在など多くの課題が残されている。

イ 推進方針

同和問題は人権問題の重要な柱であるとの認識のもと、その解決に向けた取り組みを推進し、差別のない社会の実現を図る。

(ア) 「同和問題の解決は行政の責務であり、県民一人ひとりの課題である。」という認識の醸成

(イ) 我が国の歴史における支配・被支配の関係やその起源等について、科学的に解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい認識を深める教育・啓発の推進

(2) 女性

ア 現状と課題

法律や制度面からの整備は着実に進んでいるが、固定的な性別役割分担意識や雇用の場における格差、女性に対する暴力など、いまだに広く女性に対する直接、間接の差別が存在している。

こうした差別の解消をはじめ、政策や方針決定の場など、あらゆる場における女性参加、参画を一層促進する必要がある。

イ 推進方針

女性に対するさまざまな差別を解消することにより、女性の人権が男性と対等、平等に尊重され保障される社会の実現を図る。

(ア) 両性の尊厳・平等を目指す教育・啓発の推進

(イ) 女性への差別の解消に向けた普及・啓発

- ・雇用の場における実質的な男女平等
- ・家庭生活や地域社会への男女共同参加
- ・政策、方針決定への参画
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・メディアにおける女性の人権の尊重

(3) 子ども

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行、受験競争の激化などにより生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、非行、いじめ、児童虐待などの問題が深刻化し、その早急な解決が求められている。

イ 推進方針

子どもが一人の人間として尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会の実現を図る。

(ア) 個性や人権を尊重した教育の推進

(イ) 子どもの人権に関する社会的关心の喚起、意識啓発

(ウ) 家庭における親子の対話やふれあい、地域社会における生活体験や自然体験の機会の充実

(4) 高齢者

ア 現状と課題

高齢化先行県である本県においても、高齢者が自立し安心して暮らすために、就労機会の確保や保健福祉サービスの充実などの環境づくりが大きな課題となっている。

また、介護する家族の負担や、痴呆性高齢者（※2）らが受け人権侵害なども高齢者を取り巻く社会の大きな問題である。

イ 推進方針

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活していく社会の実現を図る。

(ア) 高齢者に対する理解の促進

- ・加齢に伴う心身機能の低下に対する理解
- ・財産管理や権利擁護などの福祉サービスの周知

(イ) 高齢者の社会参加の促進

- ・世代を超えた交流やふれあいの機会の充実
- ・雇用や社会参加の充実

(5) 障害者

ア 現状と課題

障害のある人が地域の一員として活動し、自立した生活を送ろうとするとき、物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）や制度的な障壁（各種の資格制度、就職試験な

どでの差別) などが問題となる。

中でも、大きな問題は、障害に対する理解が十分でない人達の心ない言葉や行動によって障害のある人やその家族が、人間としての尊厳を傷つけられることであり、社会全体が障害について正しく理解することが必要である。

イ 推進方針

障害のある人もない人も、地域でともに生活できる社会の実現を図る。

(ア) 障害や障害のある人に対する理解の促進

- ・障害のある人との交流やふれあいの機会の充実
- ・財産管理や権利擁護などの周知

(イ) 障害のある人の社会参加の支援

- ・「ひとにやさしいまちづくり」の推進
- ・雇用の促進や働きやすい環境の整備

(6) H I V感染者等

ア 現状と課題

エイズ、結核、ハンセン病、腸管出血性大腸菌O-157などの感染症にかかった患者・感染者が誤った認識や偏見などにより差別を受ける場合がある。

感染症についての正しい情報の提供と啓発活動などにより、患者・感染者の権利を守るために取り組みを進める必要がある。

イ 推進方針

さまざまな感染症にかかった患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域でともに生活できる社会の実現を図る。

(ア) エイズ等についての正しい情報の提供

(イ) 感染予防対策を通じた啓発活動の実施

(7) 外国人

ア 現状と課題

国際化の進展とともに、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が顕在化している。

一般的には、欧米諸国に比べアジアの人たちを軽視する傾向があり、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国についての理解や認識を深める必要がある。

イ 推進方針

外国人にとっても暮らしやすい、差別や偏見のない地域社会の実現を図る。

(ア) 外国人や外国の文化との交流、国際理解の促進

(イ) アジアの近隣諸国について理解を深めるための知識の普及

※1 本文中にある「国連人権教育高知県推進委員会」については、「高知県人権施策推進委員会」と読み替えるものとします。

※2 本文中にある「痴呆性高齢者」という用語については、厚生労働省からの通知により、平成16年12月24日以降「認知症高齢者」を用いることとなっています。

3 人権に関する相談窓口一覧表

人権分野	相 談 内 容	機 関 名	電話番号	掲載頁
人権全般	人権全般のこと	高知地方法務局人権擁護課 みんなの人権 110番	0570-003-110	6
		高知県文化生活部人権課	088-823-9804	6
		高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	6
		(公財)高知県人権啓発センター	088-821-4681	6
同和問題	同和問題のこと	人権全般相談機関で対応		10
女性	女性が抱える様々な問題や配偶者などからの暴力のこと	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	088-833-0783	15
	女性の様々な悩みや、日常生活の中で直面する問題、不安や心配ごとのこと	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9555	16
	男性の悩みや、不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	088-873-9100	16
	職場におけるセクシュアルハラスメント、育児・介護休業等のこと	高知労働局雇用均等室	088-885-6041	16
	性犯罪被害(DV含む)に関する相談	高知県警察本部 (レディースダイヤル 110番)	088-873-0110	16
子ども	いじめや不登校、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	088-833-2922	22
	子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などのこと	高知県中央児童相談所	088-866-6791	22
		高知県幡多児童相談所	0880-37-3159	22
	子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待等のこと	子どもと家庭の 110番	088-872-0099	22
	いじめ、虐待など、子どもの人権問題のこと	子どもの人権 110番 (全国共通リーフレット)	0120-007-110	23
	非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなど	少年サポートセンター ヤングテレホン	088-825-0110 088-822-0809	23
高齢者	高齢者や家族の日常生活の中での悩みごとや、健康・介護の方法、福祉用具等の相談や、法律相談	シルバー110番 (高齢者総合相談センター)	088-875-0110	27

人権分野	相 談 内 容	機 関 名	電話番号	掲載頁
高齢者	在宅の要援護高齢者やその家族等からの在宅介護等に関する相談	各市町村の地域包括支援センター		2 7
高齢者・障害者	認知症の人や知的障害のある人など、自己決定能力に支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	高齢者 088-844-9007	2 7
			障害者 088-844-4600	3 3
障害者	障害者やその家族が抱える人権や財産などの問題に関すること	障害者 110 番	088-828-8400	3 2
	障害者の虐待に関する届出・相談について	高知県障害者権利擁護センター	088-822-7388	3 2
	精神障害者の保健医療及び社会復帰などに関すること	高知県精神保健福祉センター (こころのテレ相談)	088-823-0600	3 2
		高知県地域福祉部障害保健福祉課	088-823-9633	3 2
		県内各福祉保健所		3 2
		高知市保健所地域保健課	088-822-0577	3 3
		高知市福祉事務所障がい福祉課	088-823-9378	3 3
	エイズ患者・HIV感染者・その他感染症に関すること	高知県健康政策部健康対策課 (感染症担当)	088-823-9677	3 7
		県内各福祉保健所		3 6
		高知市保健所地域保健課	088-822-0577	3 7
	エイズに関すること	エイズ予防財団	0120-177-812 携帯電話からは 03-5259-1815	3 7
		HIVと人権・情報センター関西支部	06-6393-8851	3 7
		高知県エイズ治療拠点病院		3 7
	ハンセン病に関すること	高知県健康政策部健康対策課 (難病担当)	088-823-9678	3 9
外国人	外国人の人権・生活相談など	(公財)高知県国際交流協会	088-875-0022	4 1
犯罪被害者等	犯罪被害に関すること	こうち被害者支援センター	088-854-7867	4 4
		高知地方検察庁(被害者ホットライン)	088-872-9190	4 4
		高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室 (犯罪被害者ホットライン)	088-871-3110	4 4
		日本司法支援センター法テラス (犯罪被害者支援ダイヤル)	0570-079714	4 4

人権分野	相談内容	機関名	電話番号	掲載頁
インターネット	インターネットによる 人権侵害に関すること	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	46
災害と人 権	災害時の人権侵害に關 する研修などについて	高知県教育委員会事務局人権教育課	088-821-4932	47
		(公財) 高知県人権啓発センター	088-821-4681	47

4 本文及び図中で用いた調査の概要

○平成 24 年度 「人権に関する県民意識調査」 → 図中の表記「今回調査」

実施機関：高知県文化生活部人権課

調査機関：株式会社クリケット

調査期間：平成 24 年 8 月 20 日から 9 月 5 日

対象：高知県内在住の成人（選挙人名簿に登録されている者）

標本抽出数：3,000 人 有効回収数：1,351 人

調査方法：郵送法

※この調査結果は高知県文化生活部人権課のホームページで確認できます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141101/>

○平成 14 年度 「人権に関する県民意識調査」 → 図中の表記「前回調査」

実施機関：高知県企画振興部人権課

調査機関：株式会社くろしお地域研究所

調査期間：平成 14 年 9 月 30 日から 10 月 10 日

対象：高知県内在住の成人（選挙人名簿に登録されている者）

標本抽出数：5,000 人 有効回収数：2,495 人

調査方法：郵送法

○内閣府調査「人権擁護に関する世論調査」 → 図中の表記「内閣府調査」

実施機関：内閣府大臣官房政府広報室

調査機関：一般社団法人 中央調査社

調査期間：平成 24 年 8 月 23 日から 9 月 2 日

対象：全国 20 歳以上の日本国籍を有する者

標本抽出数：3,000 人 有効回収数：1,864 人

調査方法：調査員による個別面接聴取法

○平成元年調査「同和問題に関する意識調査」 → 図中の表記「H 元年調査」

実施機関：高知県企画部同和対策室

調査機関：大阪市立大学の山本登名誉教授と奈良教育大学社会教育研究室の中川喜代子教授の研究グループ

調査期間：平成元年 9 月から 11 月

対象：県内全域、ただし地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律第 2 条第 1 項に規定する対象地域に居住する県民を除く。

標本抽出数：5,000 人 有効回収数：2,913 人

調査方法：郵送法

○昭和 56 年調査「同和問題に関する意識調査」 → 図中の表記「S56 年調査」

実施機関：高知県企画部同和対策課

調査機関：大阪市立大学文学部社会学研究室の山本登教授のグループ

調査期間：昭和 56 年 7 月

対象：高知県に所在する同和対策事業の「対象地域」外に居住している有権者

標本抽出数：5,000 人 有効回収数：2,836 人

調査方法：郵送法

高知県の人権について

平成 25 年 8 月

発 行 高知県文化生活部人権課
〒780-8570
高知市丸ノ内 1-2-20
TEL (088) 823-9804
FAX (088) 823-9058
E-mail 141101@ken.pref.kochi.lg.jp

